

2023年度

東京医科歯科大学教養部 履修の手引き

TMDU

TOKYO
MEDICAL
AND
DENTAL
UNIVERSITY

College of Liberal Arts and Sciences

新入生のみなさんへ

教養部長 檜枝光憲

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。私達はコロナ感染症のパンデミックというかつて経験したことがない難問に直面しました。自由に外出ができ、仕事、勉強、部活、友人との交流など、当たり前だと思っていた普通の生活が送れるということ自体が幸せなことであったことに気がつかされました。特に face to face での人と人との交流が、私たち個々の人間にとっても社会にとってもいかに大切なものであるのかということを感じさせられた数年間だったかと思います。これからも困難な状況がたびたび起こる可能性があります。みなさんのキャンパスライフをできる限りサポートしていく所存です。

本学へ入学して最初の半年間は、国府台キャンパスにてリベラル・アーツ（教養）科目を集中的に受講します。さらに高学年では少人数セミナー等でお会いすることになります。リベラル・アーツとは、人を自由にする学問です。ここで言っている自由とは、思考の自由となります。自分の志した専門領域を究めることは大切な事ですが、狭い範囲の価値観にだけに縛られては、実社会の中の「答えのない難問」を解決できません。近年、この「答えのない難問」は、AI などのテクノロジーの急激な発達、グローバル化、未知の感染症のパンデミック等により加速度的に増加しています。よって、それらの難問解決のためには、幅広い知識を持ち、さまざまな角度から物事を考えられる柔軟で自由な思考が必要となります。また、そのような人材が社会で求められています。本学教養部では、学びに対する意識改革、基礎学力の保証、グローバル教育の推進、を3本柱とした教養教育を実践してきました。必修科目の他に、少人数教育、充実した選択科目、PBL 教育、英語で学べる科目、など全国の医療系大学の中で屈指の充実度を誇っています。教えられたことを暗記するだけの学びからモード転換し、自らが主体的に学び、基礎学力や教養を身につけながら広い視野を獲得し、「答えのない難問」に対応できるだけの総合知を是非とも養って下さい。

最後に人生の先輩としてみなさんにアドバイスがあります。若いみなさんは何事にも大いに挑戦し、たくさんの失敗をしてください。そして決してあきらめないで進み続けてください。それらの失敗が将来の成功の糧になり、みなさんの夢を実現するための力となります。みなさんにネルソン・マンデラ氏の言葉を贈ります。

「生きるうえで最も偉大な栄光は、決して転ばないことにあるのではない。転ぶたびに起き上がり続けることにある。」

東京医科歯科大学の理念

【基本理念】

「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」

学問と教育の聖地、湯島・昌平坂に建つ本学は、医療系総合大学として「知と癒しの匠」を創造し、東京のこの地から世界へと翼を広げ、人々の健康と社会の福祉に貢献します。

・教育について

幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成します。

・研究について

さまざまな学問領域の英知を結集して、時代に先駆ける研究を推し進め、その成果を広く社会に還元します。

・医療について

心と身体を癒す質の高い医療を、地域に提供するとともに、国内さらに世界へと広めていきます。

この理念に基づき、本学の全構成員がそれぞれの役割を自覚し、自らの使命を果たします。

【教育理念】

1. 幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す

病める人と向き合う医療人は、患者の痛みが分かり、そして患者を取り巻く様々な状況をも理解しなければなりません。それには豊かな教養と人間への深い洞察力、高い倫理観と説明能力を備えなければなりません。

2. 自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人間を養成する

学業あるいは研究に当たっては、何事も鵜呑みにすることなく、疑問を投げかけ、種々の情報を収集、解析し、自ら解決する能力が求められます。そうしてはじめて、独創的な研究を推進できる人材が育まれます。

3. 国際感覚と国際競争力に優れる人材を養成する

研究成果が即座に世界に伝播する現代において、医療の分野でもその情報と時間の共有化が益々進んでいます。このような状況の中で、立ち遅れない、むしろ最先端に行く人材の養成に努めます。そのために海外教育研究拠点、海外国際交流協定校への派遣を積極的に推進します。

東京医科歯科大学教養部の教育理念、カリキュラム・ポリシー

【教育理念】

東京医科歯科大学の基本理念に基づき、教養部では国際的に通用する医療人の基盤となる、さまざまな文化や多様な世界を理解できる幅広い教養と、他者を理解するための豊かな人間性と倫理観、自ら問題提起し解決する創造力を兼ね備えた人材を育成する。

【教育目標】

教養教育の理念の実現のために、教養教育と専門教育を学ぶための基礎教育を並行して行い、以下の4つの力を学生に獲得させる。

1. 市民社会の一員として、自己と他者を理解するための幅広い教養と感性
2. 科学的に考え、理解し、自ら問題を見つけ継続して学ぶ力
3. 国際的な医療人として活躍するために必要なコミュニケーションの能力
4. 専門教育に必要な基礎学力や思考力、技術

【カリキュラム・ポリシー】

東京医科歯科大学の教育理念、教養部の教育理念・教育目標に基づき、教養部では以下の方針でカリキュラムを策定する。

1. 自己と他者を理解し、世界の多様な考え方への理解を促すための幅広い科目を開講する。
2年次以降においては、倫理的・法的・社会的課題（ELSI）を主題とする少人数セミナーを開講する。
2. 医療者として必要な高い倫理観を醸成する科目を開講する。また入学当初から、全学科が協働して一つの課題に取り組むことで、将来のチーム医療の基盤を身につけさせる科目を開講する。
3. 自ら問題を見つけ、解決し、継続して学ぶ姿勢を養う力を醸成するために、授業方法として、PBL方式を始めとしたアクティブラーニングを積極的に取り入れる。
4. 国際的な医療人として活躍するために必要な語学力を養う科目を開講する。
5. 専門教育に必要な基礎学力や技術を担保するための科目を開講する。
6. 成績評価は、各科目において、シラバスに記載されている授業の到達目標に達しているかを定期試験のほか、課題提出状況、授業への取り組みなどを用いて総合的に判断し、公正かつ厳正に行う。

目 次

まえがき

巻頭言（教養部長）	i
本学の理念	ii
教養部の理念，カリキュラム・ポリシー	iii

I 2023 年度授業計画

教養部学年暦	2
授業時間	3
教養部カレンダー	4

II 全学共通科目の履修について

1. 教養教育の目的と概要

1) 医学科／歯学科の教養教育の概要	9
2) 保健衛生学科／口腔保健学科の教養教育の概要	10
3) コンピテンシー一覧表	11

2. 必修科目と選択科目

医学部医学科	12
歯学部歯学科	14
医学部保健衛生学科看護学専攻	16
医学部保健衛生学科検査技術学専攻	18
歯学部口腔保健学科	20

3. 各科目の履修手続きについて

1) 人文科学・社会科学科目の選択と履修手続きについて	22
2) 外国語科目のクラス分けと履修手続きについて	22
3) 自然科学科目のクラス分けと履修手続きについて	22
4) 教養選択科目の選択と履修手続きについて	23
5) 履修取消について	23
6) 試験と成績評価について	23
7) 学力認定試験について	24
8) GP (Grade Point) について	24

4. 教養セミナーについて

25

Ⅲ 開講科目の概要

1. 必修・選択科目

1) 人文科学・社会科学	30
・ 指針	
・ 開講科目一覧	
2) 自然科学	32
・ 指針	
・ 開講科目一覧	
3) 外国語	36
・ 指針	
・ 開講科目一覧	
4) フィジカルウェルビーイング	38
・ 指針	
・ 開講科目一覧	
5) グローバル教養総合講座	40
・ 概要	
2. 教養選択科目	41
・ 概要	
・ 開講科目一覧	
3. 専門課程における全学科共通科目（1年次後期）	43
・ 概要	
・ 開講科目一覧	
4. 専門科目（1年次）	44
・ 開講科目一覧	

IV 学生生活のために

1. 毎日の学生生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
2. 福利・厚生サービスなど・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
3. 国府台地区施設の利用・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
4. 諸手続の窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

V 履修に関する規則

1. 学則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
2. 全学共通科目履修規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
3. 試験規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
4. 学習の評価及び再履修についての教養部申合せ・・・・・・・・ 90
5. 試験についての教養部申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
6. 学部教育におけるGPA制度取り扱いに関する要項・・・・・・・・ 96
7. 歯学部口腔保健学科編入学生の全学共通科目の履修に係る申合せ・・・・ 98
8. 学生の懲戒に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
9. 学生指導票交付要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

VI 建物配置図・教養部教員連絡先

1. 国府台地区建物配置図・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
2. 湯島地区建物配置図・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
3. 教養部教員連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

I . 2023 年度授業計画

第1学年 教養部学年暦

区分	期間	行事
前期	授業 2023年4月12日(水)～7月28日(金)	4月3日(月) 教養部オリエンテーション・ガイダンス (TOEFL/ITP) 4月5日(水) 入学式(湯島地区※)
	試験・補講 2023年9月1日(金)～15日(金)	4月6日(木)、7日(金) 新入生健康診断、抗体検査 各学部学科ガイダンス、 情報システム説明会 (湯島地区※)
	夏季休業 2023年7月31日(月)～8月31日(木) ※8月24日(木)～8月30日(水) 保健衛生学科看護学専攻は専門科目あり	4月10日(月) 教養部オリエンテーション・ガイダンス 4月11日(火) 多職種連携I(湯島地区※)
後期	授業 2023年9月20日(水)～12月21日(木) 2024年1月10日(水)～2月8日(木)	5月17日(水)午後：男子 24日(水)午後：女子 一般定期健康診断(湯島地区※)
	冬季休業 2023年12月25日(月)～2024年1月4日(木)	10月12日(木) 創立記念日 10月14日(土)、15日(日) お茶の水祭(湯島地区※)
	試験・補講 再試験 2024年2月14日(水)～15日(木)、21日(水)～22日(木)	11月16日(木) インフルエンザ予防接種 3月14日(木) 進級発表
	春季休業 2024年3月1日(金)～3月29日(金)	

※ (湯島地区)は湯島キャンパスでの行事です。

※ 社会的状況に鑑み、予定を変更することもあります。

授業時間

	時限	時間	時限	時間
1講	1限	8:50~9:35	2限	9:45~10:30
2講	3限	10:40~11:25	4限	11:35~12:20
3講	5限	13:20~14:05	6限	14:15~15:00
4講	7限	15:10~15:55	8限	16:05~16:50
5講	9限	17:00~17:45	10限	17:55~18:40

第1学年 2023年度教養部カレンダー

前期	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火					
4月																																				
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
5月																																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
6月																																				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
7月																																				
8月																																				
9月																																				
後期	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火					
9月																																				
10月																																				
11月																																				
12月																																				
1月																																				
2月																																				
3月																																				

2023年度 教養部授業等日程

【前期】

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	
月曜日	4/17	4/24	5/1	5/8	5/15	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	7/24	
グローバルKSK 教養選択科目			5/1	5/8	5/15	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	7/24	4/17-4/24 は無し
火曜日	4/18	4/25	5/2	5/9	5/16	5/23	5/30	6/6	6/13	6/20	6/27	7/4	7/11	7/18	7/25	
水曜日	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/7	6/14	6/21	6/28	7/5	7/12	7/19	7/26	5/3休み
木曜日	4/13	4/20	4/27	5/11	5/18	5/25	6/1	6/8	6/15	6/22	6/29	7/6	7/13	7/20	7/27	5/4休み
金曜日	4/14	4/21	4/28	5/12	5/19	5/26	6/2	6/9	6/16	6/23	6/30	7/7	7/14	7/21	7/28	5/5休み

*行事・変則授業

4/3(月) 教養部オリエンテーション・ガイダンス第1日目(国府台)
 4/6(木) 医学部健康診断、医学部四種抗体検査(湯島・保健管理センター)、歯学部情報システム説明会(湯島)、歯学部オリエンテーション(湯島)
 4/7(金) 歯学部健康診断、歯学部四種抗体検査(湯島・保健管理センター)、医学部情報システム説明会(湯島)、医学部オリエンテーション(湯島)
 4/10(月) 教養部オリエンテーション・ガイダンス第2日目(国府台)
 4/11(火) 多職種連携 I (湯島)
 5/17(水) 定期健康診断:男子(湯島・午後)、5/24(水)定期健康診断:女子(湯島・午後)
 7/17(月・祝) 授業実施

*グローバル教養総合講義変則日

5/1(月) 基調講演(Zoom)14:30~16:00

【後期】

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	
月曜日																				
火曜日																				
水曜日	9/20	9/27	10/4	10/11	10/18	10/25	11/1	11/8	11/15	11/22	11/29	12/6	12/13	12/20	1/10	1/17	1/24	1/31	2/7	
木曜日	9/21	9/28	10/5	10/19	10/26	11/2	11/9	11/16	11/30	12/7	12/14	12/21	1/11	1/18	1/25	2/1	2/8			
金曜日																				

*変則授業

10/12(木・創立記念日) 休み

Ⅱ. 全学共通科目の履修について

1. 教養教育の目的と概要

アメリカでは、医師／歯科医師を目指す人々は、通常、4年制大学を卒業した後で、メディカル／デンタル・スクールに進み、4年間の専門教育を受けます。ロースクールやビジネス・スクールについても考え方は同じで、これらはいずれも学部教育の上に立つ専門職大学院としての地位を与えられています。職業に必要な知識や技術を身につけるだけならば、高校卒業後にただちに専門教育を開始することも可能でしょうし、その方が効率的なようにも見えますが、そうした近道を例外的にしか認めていないのは、これらの専門職が何よりも「公共的な」使命と責任を帯びた職業と見なされているからでしょう。医学／歯学を学ぶ人は、入学時にすでに社会的な自立をとげ、高い志と幅広い一般教養、基礎的な言語能力と基礎学力を備えている必要があると考えられているわけです。

残念ながら日本の現行制度（6年制専門教育）では、アメリカほど教養教育に十分な時間をかけることは困難ですが、かといって教養教育の重要性や必要性に日米で大きな開きがあるわけではありません。自国の歴史や文化についての知識は、国際間でのコミュニケーションに必須の前提です。また、新聞紙上で日々取り上げられている国際紛争、財政危機、環境破壊、失業、貧困、テロ、少年犯罪や家庭内暴力といった問題は決して私たちに無縁な問題ではなく、日々の医療現場にも深く影を落としています。

しかし、こうしたテーマについてじっくりと読書をしたり、関連ある講義を聴いたりする機会は、高校にも、また専門課程にもほとんどありません。短期間ではありますが、国府台キャンパスでは、専門教育に耐えうる基礎学力を鍛えるとともに、広く社会と人間についての認識を深め、将来、広い知的裾野をもった高度な真の専門人となることを目指していただきたいと思います。

国府台キャンパスで学ぶ1年の間、将来の自分の進路や職業についての自覚を新たにしながら、その展望の上に立ってしっかりとした基礎固めを行ってください。

1) 医学科／歯学科の教養教育の概要

各学年における教育の基本方針と履修科目（下線は必修科目、下線なしは選択科目）は以下のとおりです。

学期	基本方針	目標	履修科目（下線は必修科目）
第1学年 （前期）	広げる・固める	入門講義や概論を通じて、知識と理解力を広げ、基礎学力を固める。	物理学入門／化学入門／生物学入門 <u>数学Ⅰ</u> 、 <u>物理学Ⅰ</u> 、 <u>化学</u> 、 <u>生物学</u> 数学Ⅱ、物理学Ⅱ <u>自然科学実験</u> 、 <u>情報処理</u> 、 <u>英語Ⅰ</u> <u>人文社会科学概論</u> 、 <u>国際地域文化入門</u> 人文科学・社会科学科目 ドイツ語Ⅰ・Ⅱ/フランス語Ⅰ・Ⅱ/中国語Ⅰ・Ⅱ/ スペイン語Ⅰ・Ⅱ/日本語Ⅰ・Ⅱ（留学生のみ） フィジカルウェルビーイング <u>グローバル教養総合講座</u> <u>教養選択科目（S科目）</u> （年間で1科目）
第1学年 （後期）	深める	より高度な講義・少人数セミナー、PBL等を通じて基礎学力を応用することで、知識と理解力を深める。	<u>教養基礎セミナー</u> 、 <u>サイエンスPBL入門</u> 、 <u>英語Ⅰ</u> <u>教養選択科目（S科目）</u> （年間で1科目） <専門課程共通科目> <u>アカデミック・リテラシー</u> 、 <u>医療とAI・ビッグデータ入門</u> 、 <u>AI・データサイエンスのための数学</u>
第2学年	発展させる	ELSIに関連するテキストを輪読することで、科学技術と社会との関係について分析し評価する視座や方法論を身につける。	<u>教養セミナーⅠ</u> <専門課程共通科目> <u>医療とAI・ビッグデータ応用</u> 、 <u>英語Ⅱ</u>
第3学年	仕上げる	教養卒業論文の執筆を通して、教養教育の集大成を目指す。自己問題提起・解決型の創造力を身につける	<u>教養セミナーⅡ</u>
第5学年	実践する	医療・研究等のより現場に近い題材について、専門的な視座から分析・評価する実践力を涵養する。	<u>教養セミナーⅢ</u>

2) 保健衛生学科/口腔保健学科の教養教育の概要

各学年における教育の基本方針と履修科目（下線は必修科目、下線なしは選択科目）は以下のとおりです。

学期	基本方針	目標	履修科目（下線は必修科目）
第1学年 （前期）	広げる・固める	入門講義や概論を通じて、知識と理解力を広げ、基礎学力を固める。	<p>【看護学専攻・口腔保健学科】 <u>生物学基礎</u>、<u>化学基礎</u>、<u>情報科学</u>、<u>統計学</u>、<u>科学基礎実験</u>、<u>英語 I</u> <u>人文社会科学概論</u>、<u>国際地域文化入門</u> 人文科学・社会科学科目 ドイツ語 I・II/フランス語 I・II/中国語 I・II/ スペイン語 I・II/日本語 I・II（留学生のみ） フィジカルウェルビーイング フィットネスマネジメント（看護学のみ） <u>グローバル教養総合講座</u> <u>教養選択科目</u>（S科目）（年間で1科目）</p> <p>【検査技術学専攻】 物理学入門／化学入門／生物学入門 <u>数学 I</u>、<u>物理学 I</u>、<u>物理学 II</u>、<u>化学</u>、<u>生物学</u>、<u>情報科学</u>、<u>統計学</u> <u>科学基礎実験</u>、<u>英語 I</u> <u>人文社会科学概論</u>、<u>国際地域文化入門</u> 人文科学・社会科学科目 ドイツ語 I・II/フランス語 I・II/中国語 I・II/ スペイン語 I・II/日本語 I・II（留学生のみ） <u>グローバル教養総合講座</u> <u>教養選択科目</u>（S科目）（年間で1科目）</p>
第1学年 （後期）	深める	より高度な講義・少人数セミナー、PBL等を通じて基礎学力を応用することで、知識と理解力を深める。	<p><u>教養基礎セミナー</u>、<u>英語 I</u> <u>教養選択科目</u>（S科目）（年間で1科目）</p> <p><専門課程共通科目> <u>アカデミック・リテラシー</u>、<u>医療と AI・ビッグデータ入門</u>、<u>AI・データサイエンスのための数学</u></p>
第2学年	発展させる	ELSI に関連するテキストを輪読することで、科学技術と社会との関係について分析し評価する視座や方法論を身につける。	<p><u>教養セミナー I</u></p> <p><専門課程共通科目> <u>医療と AI・ビッグデータ応用</u>（検査学のみ）、<u>英語 II</u></p>
第3学年以降	仕上げる	教養卒業論文の執筆を通して、教養教育の集大成を目指す。自己問題提起・解決型の創造力を身につける	<p>【検査技術学専攻・口腔保健学科】 <u>教養セミナー II</u>（第3学年）</p> <p>【看護学専攻】 <u>教養セミナー II</u>（第4学年）</p>

3) 教養部 コンピテンシー

教養教育の理念を実現するため、東京医科歯科大学教養部では1～5の力を学生に獲得させることを教育の理念として掲げています。

コンピテンシー		対応科目例(1年次)	対応科目例(2年次以降)
1. 市民社会の一員として、自己と他者を理解するための幅広い教養と感性			
1-1)	言語を通じた人間の創造的営みを理解する	哲学、文学、人文社会科学特論、第二外国語、S科目	
1-2)	社会制度や仕組みについての基本を理解する	人文社会科学概論、法学、政治学、社会学、社会思想史、文化人類学、人文社会科学特論	
1-3)	人間の営みを知る	人文社会科学概論、哲学、宗教学、歴史学、科学史、経済学、社会思想史、人文社会科学特論	
1-4)	異なる空間の文化を理解する	国際地域文化入門、宗教学、芸術、歴史学、文化人類学、民俗学、人文社会科学特論、第二外国語、グローバル教養科目、S科目	
1-5)	人間の思考の枠組みを知り、自らの思考を振り返る	哲学、倫理学、宗教学、法学、社会思想史、文化人類学、人文社会科学特論、S科目	
1-6)	優れた芸術作品に触れて感性を高める	芸術、S科目	
1-7)	他者と自己を知る	哲学、倫理学、心理学、芸術、歴史学、文学、文化人類学、人文社会科学特論、フジカルウェルビーイング、フィットネスマネジメント、S科目	
1-8)	自己の心と体を管理する能力を獲得する	人文社会科学概論、フジカルウェルビーイング、フィットネスマネジメント、S科目	
1-9)	市民としての倫理観を養う	倫理学、法学、社会思想史、文化人類学、人文社会科学特論	
1-10)	社会への責任を自覚する	倫理学、科学史、人文社会科学特論、グローバル教養総合講座	
2. 科学的に考え、理解し、自ら問題を発見し、自ら問題を科学的に探求するための方法論を知る			
2-1)	自然現象を探索するための手法を知る	数学、統計学、物理学、化学、化学基礎、生物学、生物学基礎、フジカルウェルビーイング	
2-2)	科学的思考方法を知る	自然科学実験、サイエンスPBL入門	
2-3)	言語活動や社会現象を科学的に分析するための方法論を知る	文学、社会学、人文社会科学特論、統計学	
2-4)	自己問題を提起・解決型の学習方法を身につける	グローバル教養総合講座、S科目、サイエンスPBL入門、フィットネスマネジメント	教養セミナーⅠ、教養セミナーⅡ
2-5)	自己問題を提起・解決型の学習方法を身につける	教養基礎セミナー、S科目	教養セミナーⅡ
3. 国際的な医療人として活躍するために必要なコミュニケーションの能力			
3-1)	国際的に活躍するための語学力を養う	英語、第二外国語	
3-2)	コミュニケーションスキルを獲得する	アカデミックリテラシー(専門科目)	教養自由セミナーⅡ
3-3)	自らの考えを的確に伝えるための基本的な文章表現能力を身につける	グローバル教養総合講座、フィットネスマネジメント	教養自由セミナーⅠ、教養自由セミナーⅡ
3-4)	チームの中で、自己の役割を果たす能力を身につける	国際地域文化入門、文化人類学、人文社会科学特論、グローバル教養科目、英語、第二外国語、S科目	
3-5)	国際社会について理解する	国際地域文化入門、政治学、文化人類学、人文社会科学特論、グローバル教養科目、S科目	
3-6)	日本の文化・社会を国際社会の中で理解し、発信できる力を身につける	Japanese Culture and Society、人文社会科学特論	
4. 専門教育に必要な基礎学力や思考力、技術			
4-1)	高校理科の補習	物理学入門、化学入門、生物学入門、化学基礎、生物学基礎	
4-2)	生命現象・自然現象について総合的に理解するための基礎学力・思考力を身につける	数学、物理学、化学、化学基礎、生物学、生物学基礎、フジカルウェルビーイング	
4-3)	基礎学力の担保	自然科学実験、科学基礎実験、サイエンスPBL入門	
4-4)	情報についての基本技能を身につける	情報処理、情報科学、統計学、社会学	
4-5)	科学文献を読み、学会発表ができる英語力を身につける	英語	
5. 広く社会・人類に貢献するために必要なELSIについての理解と洞察			
5-1)	科学技術の倫理的・法的・社会的課題(ELSI)について関心をもち、分析・評価するスキルを獲得する	教養基礎セミナー	教養セミナーⅠ、教養セミナーⅡ
5-2)	ELSIを分析・評価する視座・方法論を獲得する	ELSIを分析・評価する視座・方法論を講義する	教養セミナーⅠ、教養セミナーⅡ、教養セミナーⅢ
5-3)	医療・研究現場におけるELSIについて分析・評価する実践力を獲得する		教養セミナーⅢ

2. 必修科目と選択科目

各学科の履修すべき科目や単位数について、詳しく解説をします。

最初に国府台地区および湯島地区で履修すべき科目の一覧表を示します。全員が指定されたクラスで授業を受ける「必修科目」、ある科目群の中から指定された数の科目を選択して履修する「選択科目」があります。

医学部医学科

授業科目名		開 講 学 期		単 位	備 考
		前期	後期		
必 修 科 目	数学Ⅰ	○		1	
	物理学Ⅰ	○		1	
	化学	○		2	
	生物学	○		2	
	サイエンスPBL入門		○	1.5	
	英語Ⅰ	○	○	6	
	人文社会科学概論	○		2	
	国際地域文化入門	○		2	
	自然科学実験	○		2	
	情報処理	○		1	
	グローバル教養総合講座	○		1.5	
	教養基礎セミナー		○	2	
	教養選択科目 (S科目)	○	○	1	
選 択 科 目	物理学入門			1	いずれか1科目
	化学入門	○			
	生物学入門				
	数学Ⅱ	○		1	いずれか1科目
	物理学Ⅱ				
	人文科学・社会科学科目			6	いずれか3科目 (1科目2単位) ※日本語は留学生のみ
	フィジカルウェルビーイング				
	ドイツ語Ⅰ、ドイツ語Ⅱ	○			
	フランス語Ⅰ、フランス語Ⅱ				
	中国語Ⅰ、中国語Ⅱ				
スペイン語Ⅰ、スペイン語Ⅱ					
※日本語Ⅰ、日本語Ⅱ					
1 年 生 必 要 単 位 数 合 計				33	
	教養セミナーⅠ			1	
2 年 生 必 要 単 位 数 合 計				1	
	教養セミナーⅡ			1	
3 年 生 必 要 単 位 数 合 計				1	
	教養セミナーⅢ			1	
5 年 生 必 要 単 位 数 合 計				1	
医学科全学共通科目必要単位数合計				36	

履修しなければならない科目は以下のとおりです。

カッコ内に（必修・選択・自由科目の別／開講時期）を示します。

< 1年生 >

- ① 物理学入門／化学入門／生物学入門（選択／前期）
物理学、化学、生物学のうち、入学試験で選択しなかった科目について必ず履修してください。
- ② 数学Ⅰ・数学Ⅱ・物理学Ⅰ・物理学Ⅱ・化学・生物学（必修・選択／前期）
いずれも自然系の基礎を固めるための必修科目（数学Ⅱ、物理学Ⅱは選択科目）です。
- ③ サイエンスPBL入門（必修／後期）
- ④ 自然科学実験（必修／前期）
- ⑤ 情報処理（必修／前期）
コンピュータを用いた情報処理の基礎を学びます。
- ⑥ 英語Ⅰ（必修／前・後期）
前期は週に2コマ、習熟度別にクラス分けを行いません。後期は週に1コマで選択制です。
- ⑦ 人文社会科学概論（必修／前期）
- ⑧ 国際地域文化入門（必修／前期）
- ⑨ グローバル教養総合講座（必修／前期）
- ⑩ 教養基礎セミナー（必修／後期）
- ⑪ 教養選択科目（S科目）（必修／前・後期）
各自の興味・関心に合わせて自由に選択できる科目です。1科目（1単位）以上を履修してください。
- ⑫ 人文科学・社会科学（選択／前期）
- ⑬ ドイツ語／フランス語／中国語／スペイン語／日本語（留学生のみ）（選択／前期）
第二外国語としてドイツ語（Ⅰ・Ⅱ）・フランス語（Ⅰ・Ⅱ）・中国語（Ⅰ・Ⅱ）・スペイン語（Ⅰ・Ⅱ）・日本語（Ⅰ・Ⅱ）（留学生のみ）を選択して履修します。そのうち、ドイツ語Ⅰ／フランス語Ⅰ／中国語Ⅰ／スペイン語Ⅰは必ず履修してください。さらに各自の興味に応じてドイツ語Ⅱ／フランス語Ⅱ／中国語Ⅱ／スペイン語Ⅱの選択が可能です。留学生の場合は、日本語Ⅰと日本語Ⅱを必ず履修してください。
- ⑭ フィジカルウェルビーイング（選択／前期）
選択科目⑫～⑭から3科目（6単位）を履修してください。そのうち、人文科学・社会科学科目から1科目（2単位）以上、外国語科目より1科目（2単位）以上を選択してください。

< 2年生以降 >

- ⑮ 教養セミナーⅠ・教養セミナーⅡ・教養セミナーⅢ（必修／2, 3, 5年生）
教養セミナーⅠでは、科学や医療と社会との関係について議論し、思考を深化させるべく、7～8人で構成されるセミナーにおいてELSIに関連するテキストを輪読します。教養セミナーⅡでは、教養教育での学びの成果を論文の執筆を通して結実させます。さらに教養セミナーⅢでは、医療に関わる実際のケースを取り上げることで、ELSIについてのより専門的な理解を目指します。
- ⑯ 教養自由セミナーⅠ・教養自由セミナーⅡ（自由科目／4, 6年生）
自由科目として開講される教養自由セミナーⅠ・Ⅱの履修者は、教養セミナーⅠの各クラスに学生チューターとして参加し、セミナーの進行をサポートします。

歯学部歯学科

授業科目名		開 講 学 期		単 位	備 考
		前期	後期		
必 修 科 目	数学Ⅰ	○		1	
	物理学Ⅰ	○		1	
	化学	○		2	
	生物学	○		2	
	サイエンスPBL入門		○	1.5	
	英語Ⅰ	○	○	6	
	人文社会科学概論	○		2	
	国際地域文化入門	○		2	
	自然科学実験	○		2	
	情報処理	○		1	
	グローバル教養総合講座	○		1.5	
	教養基礎セミナー		○	2	
	教養選択科目 (S科目)	○	○	1	
選 択 科 目	物理学入門	○		1	いずれか1科目
	化学入門				
	生物学入門				
	数学Ⅱ	○		1	いずれか1科目
	物理学Ⅱ				
	人文科学・社会科学科目	○		6	いずれか3科目 (1科目2単位) ※日本語は留学生のみ
	フィジカルウェルビーイング				
	ドイツ語Ⅰ、ドイツ語Ⅱ				
	フランス語Ⅰ、フランス語Ⅱ				
中国語Ⅰ、中国語Ⅱ					
スペイン語Ⅰ、スペイン語Ⅱ					
※日本語Ⅰ、日本語Ⅱ					
1 年 生 必 要 単 位 数 合 計				33	
	教養セミナーⅠ			1	
2 年 生 必 要 単 位 数 合 計				1	
	教養セミナーⅡ			1	
3 年 生 必 要 単 位 数 合 計				1	
	教養セミナーⅢ			1	
5 年 生 必 要 単 位 数 合 計				1	
医学科全学共通科目必要単位数合計				36	

履修しなければならない科目は以下のとおりです。

カッコ内に（必修・選択・自由科目の別／開講時期）を示します。

< 1年生 >

- ① 物理学入門／化学入門／生物学入門（選択／前期）
物理学、化学、生物学のうち、入学試験で選択しなかった科目について必ず履修してください。
- ② 数学Ⅰ・数学Ⅱ・物理学Ⅰ・物理学Ⅱ・化学・生物学（必修・選択／前期）
いずれも自然系の基礎を固めるための必修科目（数学Ⅱ、物理学Ⅱは選択科目）です。
- ③ サイエンスPBL入門（必修／後期）
- ④ 自然科学実験（必修／前期）
- ⑤ 情報処理（必修／前期）
コンピュータを用いた情報処理の基礎を学びます。
- ⑥ 英語Ⅰ（必修／前・後期）
前期は週に2コマ、習熟度別にクラス分けを行いません。後期は週に1コマで選択制です。
- ⑦ 人文社会科学概論（必修／前期）
- ⑧ 国際地域文化入門（必修／前期）
- ⑨ グローバル教養総合講座（必修／前期）
- ⑩ 教養基礎セミナー（必修／後期）
- ⑪ 教養選択科目（S科目）（必修／前・後期）
各自の興味・関心に合わせて自由に選択できる科目です。1科目（1単位）以上を履修してください。
- ⑫ 人文科学・社会科学（選択／前期）
- ⑬ ドイツ語／フランス語／中国語／スペイン語／日本語（留学生のみ）（選択／前期）
第二外国語としてドイツ語（Ⅰ・Ⅱ）・フランス語（Ⅰ・Ⅱ）・中国語（Ⅰ・Ⅱ）・スペイン語（Ⅰ・Ⅱ）・日本語（Ⅰ・Ⅱ）（留学生のみ）を選択して履修します。そのうち、ドイツ語Ⅰ／フランス語Ⅰ／中国語Ⅰ／スペイン語Ⅰは必ず履修してください。さらに各自の興味に応じてドイツ語Ⅱ／フランス語Ⅱ／中国語Ⅱ／スペイン語Ⅱの選択が可能です。留学生の場合は、日本語Ⅰと日本語Ⅱを必ず履修してください。
- ⑭ フィジカルウェルビーイング（選択／前期）
選択科目⑫～⑭から3科目（6単位）を履修してください。そのうち、人文科学・社会科学科目から1科目（2単位）以上、外国語科目より1科目（2単位）以上を選択してください。

< 2年生以降 >

- ⑮ 教養セミナーⅠ・教養セミナーⅡ・教養セミナーⅢ（必修／2, 3, 5年生）
教養セミナーⅠでは、科学や医療と社会との関係について議論し、思考を深化させるべく、7～8人で構成されるセミナーにおいてELSIに関連するテキストを輪読します。教養セミナーⅡでは、教養教育での学びの成果を論文の執筆を通して結実させます。さらに教養セミナーⅢでは、医療に関わる実際のケースを取り上げることで、ELSIについてのより専門的な理解を目指します。
- ⑯ 教養自由セミナーⅠ・教養自由セミナーⅡ（自由科目／4, 6年生）
自由科目として開講される教養自由セミナーⅠ・Ⅱの履修者は、教養セミナーⅠの各クラスに学生チューターとして参加し、セミナーの進行をサポートします。

医学部保健衛生学科看護学専攻

授業科目名		開 講 学 期		単 位	備 考
		前期	後期		
必修科目	統計学	○		1	
	化学基礎	○		1	
	生物学基礎	○		2	
	英語 I	○	○	6	
	人文社会科学概論	○		2	
	国際地域文化入門	○		2	
	科学基礎実験	○		1	
	情報科学	○		1	
	グローバル教養総合講座	○		1.5	
	教養基礎セミナー		○	2	
	教養選択科目 (S科目)	○	○	1	
	選択科目	人文科学・社会科学科目	○		
フィジカルウェルビーイング					
フィットネスマネジメント (看護学のみ履修可)					
ドイツ語 I、ドイツ語 II					
フランス語 I、フランス語 II					
中国語 I、中国語 II					
スペイン語 I、スペイン語 II					
※日本語 I、日本語 II					
1 年 生 必 要 単 位 数 合 計				26.5	
	教養セミナー I			1	
2 年 生 必 要 単 位 数 合 計				1	
	教養セミナー II			1	
4 年 生 必 要 単 位 数 合 計				1	
医学科全学共通科目必要単位数合計				28.5	

履修しなければならない科目は以下のとおりです。

カッコ内に (必修・選択・自由科目の別/開講時期) を示します。

<1年生>

- ① 科学基礎実験 (必修/前期)
科学基礎実験は基礎的な実験を行います。科学基礎演習は、化学と物理の基礎的な演習を行います。
- ② 統計学 (必修/前期)
- ③ 情報科学 (必修/前期)
- ④ 生物学基礎 (必修/前期)
- ⑤ 化学基礎 (必修/前期)
- ⑥ 英語 I (必修/前・後期)
前期は週に2コマ、習熟度別にクラス分けを行いません。後期は週に1コマで選択制です。
- ⑦ 人文社会科学概論 (必修/前期)
- ⑧ 国際地域文化入門 (必修/前期)
- ⑨ グローバル教養総合講座 (必修/前期)

- ⑩ 教養基礎セミナー（必修／後期）
- ⑪ 教養選択科目（S科目）（必修／前・後期）
各自の興味・関心に合わせて自由に選択できる科目です。1科目（1単位）以上を履修してください。
- ⑫ 人文科学・社会科学（選択／前期）
- ⑬ ドイツ語／フランス語／中国語／スペイン語／日本語（留学生のみ）（選択／前期）
第二外国語としてドイツ語（I・II）・フランス語（I・II）・中国語（I・II）・スペイン語（I・II）・日本語（I・II）（留学生のみ）を選択して履修します。そのうち、ドイツ語I／フランス語I／中国語I／スペイン語Iは必ず履修してください。さらに各自の興味に応じてドイツ語II／フランス語II／中国語II／スペイン語IIの選択が可能です。留学生の場合は、日本語Iと日本語IIを必ず履修してください。
- ⑭ フィジカルウェルビーイング（選択／前期）
- ⑮ フィットネスマネジメント（養護教諭の資格取得希望者のみ履修可）（選択／前期）
選択科目⑫～⑮から3科目（6単位）を履修してください。そのうち、人文科学・社会科学科目から1科目（2単位）以上、外国語科目より1科目（2単位）以上を選択してください。フィジカルウェルビーイングとフィットネスマネジメントはどちらか一方のみ履修可能です。また養護教員の資格取得を考えている人は下の留意事項をよく読むこと。

< 2年生以降 >

- ⑯ 教養セミナーI・教養セミナーII（必修／2, 4年生）
教養セミナーIでは、科学や医療と社会との関係について議論し、思考を深化させるべく、7～8人で構成されるセミナーにおいてELSIに関連するテキストを輪読します。教養セミナーIIでは、教養教育での学びの成果を論文の執筆を通して結実させます。
- ⑰ 教養自由セミナーI（自由科目／3年生）
自由科目として開講される教養自由セミナーIの履修者は、教養セミナーIの各クラスに学生チューターとして参加し、セミナーの進行をサポートします。

・医学部保健衛生学科看護学専攻学生の科目受講に関する留意事項

保健師免許取得後の申請により、「養護教諭二種免許状」を取得することができます。養護教諭二種免許状取得に当たっては、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作」の科目（各2単位）を取得しておくことが必須です。

そのため、将来保健師免許による養護教諭二種免許状の取得を希望する学生は、免許状取得に必要な教養部の対応科目「フィジカルウェルビーイング」(2単位) もしくは「フィットネスマネジメント」(2単位)を履修し単位を修得しておくことが必要です。さらに看護学専攻の自由科目として開講される「憲法」(2単位)を履修することが必要です。その他の科目に関しては、教養部または看護学専攻の必修科目に含まれているため、卒業時の単位を修得していれば、申請条件を満たします。

文部科学省令に定める科目 (養護教諭二種免許状取得に必要な科目)	本学の対応科目
「日本国憲法」(2単位) 「体育」(2単位)	「 <u>憲法</u> 」(2単位) 「 <u>フィジカルウェルビーイング</u> 」(2単位) もしくは「 <u>フィットネスマネジメント</u> 」(2単位)
「外国語コミュニケーション」(2単位) 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作」(2単位)	「英語I」(6単位) 「情報科学」(1単位) と 「医療とAI・ビッグデータ入門」(2単位)

医学部保健衛生学科検査技術学専攻

授業科目名		開 講 学 期		単 位	備 考
		前期	後期		
必修科目	数学Ⅰ	○		1	
	統計学	○		1	
	物理学Ⅰ	○		1	
	物理学Ⅱ	○		1	
	化学	○		2	
	生物学	○		2	
	英語Ⅰ	○	○	6	
	人文社会科学概論	○		2	
	国際地域文化入門	○		2	
	科学基礎実験	○	○	1	
	情報科学	○		1	
	グローバル教養総合講座	○		1.5	
	教養基礎セミナー		○	2	
	教養選択科目 (S科目)	○	○	1	
選択科目	物理学入門	○		1	いずれか1科目
	化学入門				
	生物学入門				
	人文科学・社会科学科目	○		6	いずれか3科目 (1科目2単位) ※日本語は留学生のみ
	フィジカルウェルビーイング				
	ドイツ語Ⅰ、ドイツ語Ⅱ				
	フランス語Ⅰ、フランス語Ⅱ				
	中国語Ⅰ、中国語Ⅱ				
スペイン語Ⅰ、スペイン語Ⅱ					
※日本語Ⅰ、日本語Ⅱ					
1年生必要単位数合計				31.5	
	教養セミナーⅠ			1	
2年生必要単位数合計				1	
	教養セミナーⅡ			1	
3年生必要単位数合計				1	
医学科全学共通科目必要単位数合計				33.5	

履修しなければならない科目は以下のとおりです。

カッコ内に（必修・選択・自由科目の別／開講時期）を示します。

< 1年生 >

- ① 物理学入門／化学入門／生物学入門（選択／前期）
物理学、化学、生物学のうち、入学試験で選択しなかった科目（推薦入試合格者は、高校で履修しなかった科目）を必ず履修してください。
- ② 物理学Ⅰ・物理学Ⅱ・化学・生物学（必修／前期）
いずれも自然系の基礎を固めるための必修科目です。
- ③ 科学基礎実験（必修／後期）
化学と生物の基礎的な実験を行います。
- ④ 統計学（必修／後期）
- ⑤ 情報科学（必修／前期）
- ⑥ 数学Ⅰ（必修／前期）
- ⑦ 英語Ⅰ（必修／前・後期）
前期は週に2コマ、習熟度別にクラス分けを行いません。後期は週に1コマで選択制です。
- ⑧ 人文社会科学概論（必修／前期）
- ⑨ 国際地域文化入門（必修／前期）
- ⑩ グローバル教養総合講座（必修／前期）
- ⑪ 教養基礎セミナー（必修／後期）
- ⑫ 教養選択科目（S科目）（必修／前・後期）
各自の興味・関心に合わせて自由に選択できる科目です。1科目（1単位）以上を履修してください。
- ⑬ 人文科学・社会科学（選択／前期）
- ⑭ ドイツ語／フランス語／中国語／スペイン語／日本語（留学生のみ）（選択／前期）
第二外国語としてドイツ語（Ⅰ・Ⅱ）・フランス語（Ⅰ・Ⅱ）・中国語（Ⅰ・Ⅱ）・スペイン語（Ⅰ・Ⅱ）・日本語（Ⅰ・Ⅱ）（留学生のみ）を選択して履修します。そのうち、ドイツ語Ⅰ／フランス語Ⅰ／中国語Ⅰ／スペイン語Ⅰは必ず履修してください。さらに各自の興味に応じてドイツ語Ⅱ／フランス語Ⅱ／中国語Ⅱ／スペイン語Ⅱの選択が可能です。留学生の場合は、日本語Ⅰと日本語Ⅱを必ず履修してください。
- ⑮ フィジカルウェルビーイング（選択／前期）
選択科目⑭～⑯から3科目（6単位）を履修してください。そのうち、人文科学・社会科学科目から1科目（2単位）以上、外国語科目より1科目（2単位）以上を選択してください。

< 2年生以降 >

- ⑯ 教養セミナーⅠ・教養セミナーⅡ（必修／2, 3年生）
教養セミナーⅠでは、科学や医療と社会との関係について議論し、思考を深化させるべく、7～8人で構成されるセミナーにおいてELSIに関連するテキストを輪読します。教養セミナーⅡでは、教養教育での学びの成果を論文の執筆を通して結実させます。
- ⑰ 教養自由セミナーⅠ（自由科目／4年生）
自由科目として開講される教養自由セミナーⅠの履修者は、教養セミナーⅠの各クラスに学生チューターとして参加し、セミナーの進行をサポートします。

歯学部口腔保健学科

授業科目名		開 講 学 期		単 位	備 考
		前期	後期		
必 修 科 目	統計学	○		1	
	化学基礎	○		1	
	生物学基礎	○		2	
	英語 I	○	○	6	
	人文社会科学概論	○		2	
	国際地域文化入門	○		2	
	科学基礎実験	○		1	
	情報科学	○		1	
	グローバル教養総合講座	○		1.5	
	教養基礎セミナー		○	2	
	教養選択科目 (S科目)	○	○	1	
選 択 科 目	人文科学・社会科学科目	○		6	いずれか3科目 (1科目2単位) ※日本語は留学生のみ
	フィジカルウェルビーイング				
	ドイツ語 I、ドイツ語 II				
	フランス語 I、フランス語 II				
	中国語 I、中国語 II				
	スペイン語 I、スペイン語 II				
※日本語 I、日本語 II					
1 年 生 必 要 単 位 数 合 計				26.5	
	教養セミナー I			1	
2 年 生 必 要 単 位 数 合 計				1	
	教養セミナー II			1	
4 年 生 必 要 単 位 数 合 計				1	
医学科全学共通科目必要単位数合計				28.5	

履修しなければならない科目は以下のとおりです。

カッコ内に（必修・選択・自由科目の別／開講時期）を示します。

< 1年生 >

① 科学基礎実験（必修／前期）

科学基礎実験は基礎的な実験を行います。科学基礎演習は、化学と物理の基礎的な演習を行います。

② 統計学（必修／前期）

③ 情報科学（必修／前期）

④ 生物学基礎（必修／前期）

⑤ 化学基礎（必修／前期）

⑥ 英語 I（必修／前・後期）

前期は週に2コマ、習熟度別にクラス分けを行いません。後期は週に1コマで選択制です。

⑦ 人文社会科学概論（必修／前期）

⑧ 国際地域文化入門（必修／前期）

⑨ グローバル教養総合講座（必修／前期）

⑩ 教養基礎セミナー（必修／後期）

⑪ 教養選択科目（S科目）（必修／前・後期）

各自の興味・関心に合わせて自由に選択できる科目です。1科目（1単位）以上を履修してください。

⑫ 人文科学・社会科学（選択／前期）

⑬ ドイツ語／フランス語／中国語／スペイン語／日本語（留学生のみ）（選択／前期）

第二外国語としてドイツ語（I・II）・フランス語（I・II）・中国語（I・II）・スペイン語（I・II）・日本語（I・II）（留学生のみ）を選択して履修します。そのうち、ドイツ語I／フランス語I／中国語I／スペイン語Iは必ず履修してください。さらに各自の興味に応じてドイツ語II／フランス語II／中国語II／スペイン語IIの選択が可能です。留学生の場合は、日本語Iと日本語IIを必ず履修してください。

⑭ フィジカルウェルビーイング（選択／前期）

選択科目⑬～⑮から3科目（6単位）を履修してください。そのうち、人文科学・社会科学科目から1科目（2単位）以上、外国語科目より1科目（2単位）以上を選択してください。

< 2年生以降 >

⑮ 教養セミナー I・教養セミナー II（必修／2, 3年生）

教養セミナー Iでは、科学や医療と社会との関係について議論し、思考を深化させるべく、7～8人で構成されるセミナーにおいてELSIに関連するテキストを輪読します。教養セミナー IIでは、教養教育での学びの成果を論文の執筆を通して結実させます。

⑯ 教養自由セミナー I（自由科目／4年生）

自由科目として開講される教養自由セミナー Iの履修者は、教養セミナー Iの各クラスに学生チューターとして参加し、セミナーの進行をサポートします。

3. 各科目の履修手続きについて

第1学年

1) 人文科学・社会科学科目の選択と履修手続きについて

人文科学・社会科学科目は、前期のうちに必修2科目(人文社会科学概論と国際地域文化入門)の4単位に加え、人文社会科学・第二外国語・フィジカルウェルビーイングの選択科目群から1科目・2単位以上を履修する必要があります。

選択科目の履修に関して、まず、シラバス(全学共通科目教育要項)に掲載された人文科学・社会科学科目の科目紹介をよく読んで、履修したい科目を選びます。そのうえで、指定の用紙に履修希望科目等を記入し、提出してもらいます。

各科目には、履修可能な人数に対する制限があります。人数制限を超えた科目については、抽選を行います。抽選の結果、確定した履修科目をWebClass上で発表しますので、各自確認のうえ、授業に出席してください。

いったん履修登録をした科目は、最後まで責任をもって単位取得に努めてください。やむを得ない事情により履修ができなくなった場合、抽選を実施していない科目のみ履修の取消が可能です。履修取消期間に申請すれば、登録抹消ができ、総登録単位数から除かれます。詳しくは、「5) 履修取消について」を読んでください。なお、取消が認められないにもかかわらず、授業に出席しなかった場合は「履修放棄」となります。

2) 外国語科目のクラス分けと履修手続きについて

外国語の授業は、他の授業とは別に編成したクラスで行います。自分のクラスを掲示板等でよく確認して下さい。

英語(前期)の授業は、学科横断型のクラス(水曜日1講もしくは2講、木曜日1講もしくは2講に開講)で行います。英語のクラス分けは、初回授業前日にWebClassで発表します。各自確認して、指定された教室で授業を受けてください。

後期の英語科目は選択制です。水曜日1講もしくは2講に開講します。履修希望の提出時期や方法については、7月に発表します。

第二外国語について、木曜日3講、もしくは4講のクラスは入学手続き時に提出された希望に基づいてクラス分けを行います。ただし、人数の関係で必ずしも第一希望に添えない場合もありますので、結果は入学時のガイダンスで配付される名簿で確認して下さい。

金曜日3講、もしくは4講のクラスは指定の用紙に履修希望を記入し、提出してもらいます。人数制限を超えた場合、抽選を行います。

3) 自然科学科目のクラス分けと履修手続きについて

自然科学科目では、入試における選択科目や入学時のプレイスメントテスト等によって、クラス分けを行う科目があります。

医学科、歯学科、保健衛生学科検査技術学専攻対象の「生物学/化学/物理学入門」はそれぞれ入試で選択しなかった受験科目(医学科・歯学科の特別選抜I[国際バカロレア選抜]および保健衛生学科検査技術学専攻の特別選抜Iの合格者は、高校で履修しなかった科目)に対応する授業科目を必ず履修して下さい。

看護学専攻、口腔保健衛生学、口腔保健工学、保健衛生学科検査技術学専攻対象の「情報科学」と「統計学」はそれぞれ看護学専攻、口腔保健衛生学、口腔保健工学は「統計学 α 」と「情報科学 α 」を、保健衛生学科検査技術学専攻は「統計学 β 」と「情報科学 β 」を履修して下さい。医学科、歯学科の「数学II」「物理学II」は選択科目です(検査技術学専攻は「物理学II」が必修)。前期中に希望調査等を行います。

詳細については、自然科学のページを参照して下さい。

4) 教養選択科目の選択と履修手続きについて

教養選択科目は、講義、セミナー（原書・論文購読を含む）、実験と授業形態は様々です。各自の興味、関心に合わせて科目を選び、1単位以上を履修してください。

- 受講資格を確認のうえ選択してください。
- 各科目には、履修可能な人数（募集人数）に制限があります。
- 希望者数が募集人数を上回った科目については、抽選で履修者を決定します。
- 各科目の科目概要の動画（オンデマンド配信）を視聴し、希望する科目の履修申請を行ってください。（教養選択科目の履修申請および履修者の決定は授業開始の事前に行います。）
- 教養選択科目の履修申請は、WebClassにより決められた期間内に送信してください。履修申請提出期間が他の科目とは異なりますので、別途掲示します。WebClassによる履修登録が確認できない場合、原則として当該科目を履修できません。
- 募集人数に満たない科目は、一次申請での履修者決定後に追加の受講者を募ります。最初に希望した科目を履修できなかった場合は、それらの科目から選択して申請することができます。

5) 履修取消について

履修登録した科目のうち、やむを得ない事情により履修ができなくなった場合には、取消を許可する科目があります。履修取消期間に申請すれば、登録抹消ができ、総登録単位数から除かれます。

ただし、履修取消を認めるか認めないかは科目によって異なりますので、担当の先生に確認した上で、履修取り消しの手続きを行ってください。

申請の用紙は教養教務・支援係にありますので、申請書に必要事項を記載の上、提出して下さい。

履修取消期間については別途掲示します。

6) 試験と成績評価について

各学期末に定期試験を実施し、その成績を基に科目の単位認定を行います。ただし科目によっては定期試験の成績だけでなく平常点が加味される場合や定期試験に替えてレポート・その他の課題が課される場合があります。いずれも担当教員の指示に従ってください。試験と成績評価に関する教養部のルールについては、巻末に掲載してある規則を参照してください。ここでは、特に留意する点を列記します。

- 後期までに必要単位数を修得できなかった場合は、教養部において留年となります。
- 単位不足のまま専門科目を履修する仮進級の制度はありません。
- 試験の成績評価については、巻末の「東京医科歯科大学全学共通科目履修規則」を参照してください。各科目について5段階評価（A+・A・B・C・D・F（評価不能））を通知します。（DとFは、不合格です。）
このうち、Fは履修放棄または試験中に不正行為をした者に対する評価で、この評価のついた科目は、再試験を受験することができません。
従ってFのついた科目を単位修得するためには翌年度に再履修する必要があります。
履修登録した人文科学・社会科学科目あるいは教養選択科目のうち、進級要件に関係のない科目として履修放棄した科目のFの印は、卒業時の成績表の科目欄には残りませんが、履修登録単位数に加算されますので、GPA(grade point average)では評価が下がります。
- DまたはFとなった科目の単位を修得するためには、原則としてその科目を再履修する必要があります。再履修については、担当教員の指示に従ってください。
- 最終学期後に総合成績を通知します。前期・後期を通して行われる科目は、通常前期にも定期試験を行います。その成績は教員の手元で管理され、後期の定期試験後に総合成績が出ます。なお、前期の定期試験を行わない科目もあります。
- 科目の後にアルファベットがついている科目（英語I）では、アルファベットがついているすべての授業の総合成績によってその科目全体の成績判定が行われます。英語IA・B・Cは、3つの成績の総合で英語I（6単位）という1つの科目の単位が認定されます。

- 病気や事故などで定期試験を受けられなかった人は、追試験願を提出することができます。
詳細は巻末の「東京医科歯科大学試験規則」を参照してください。

7) 学力認定試験について

医学科、歯学科および検査技術学専攻の学生は前期定期試験期間において生物学の学力認定試験を実施します。この試験は、基本的な学力が身についているかどうかを評価する試験です。

試験範囲の予定

細胞、遺伝子、構造、機能、生物学実験

試験範囲の詳細については追ってお知らせします。

8) GP (Grade Point) について

GP (Grade Point) で成績を評価する場合は、次のとおりです。

評価	A+	A	B	C	D	F
GP	4.0	3.5	3.0	2.0	1.0	0.0

※ 全学共通科目履修規則第7条第2項に該当する科目を除く。

評価基準

A+ = 当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した

A = 当該科目の到達目標を全て達成した

B = 当該科目の到達目標を概ね達成した

C = 当該科目の到達目標のうち最低限を達成した

D = 当該科目の到達目標を達成していない

F = 到達目標の達成度を評価できない

4. 教養セミナーについて

【概要】

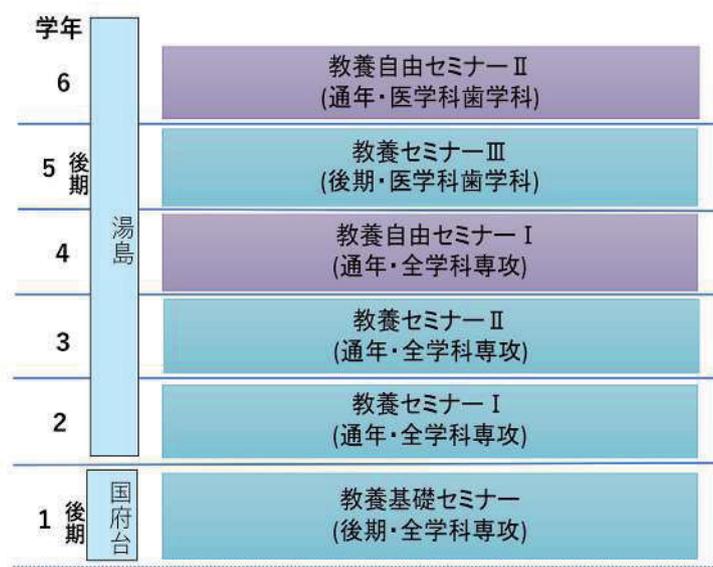
2023年度より、新カリキュラムが開始されます。新カリキュラムにおいて目玉となる授業が教養セミナーです。教養セミナーが新たに開設されたのは、アドミッション・ポリシーに明記された本学の使命、すなわち「研究者・医療人のリーダーを育て、広く社会・人類に貢献する人材を育成する」ために必要不可欠だからです。教養セミナーでは、皆さんが将来、貢献することが求められる「社会」や「人類」とは何かについて、さらには、「貢献する」とは一体どういうことなのかについて、哲学や心理学などの人文科学、法学や経済学などの社会科学、そして自然科学の様々な視座から検討します。

新型コロナウイルス感染症のグローバルな流行を例にとりましょう。2020年に日本でも最初の感染者が報告されて以来、この出来事は、科学や医療と現代社会との密接かつ一筋縄ではいかない関係を可視化しました。未知のウイルスによる感染症が、医療供給体制をひっ迫させ、経済を停滞させ、家庭や学校での生活の質を劣化させ、人びとの行動様式だけでなく価値観にまで大きな変化をもたらしました。また、私たちの社会に蔓延する、科学や医療の専門家に対する不信や、ワクチンなどの医療技術への反発も露見させました。こうした経験を振り返るなら、科学的事実にもとづく医療をとおして社会と人類に貢献するためには、何が必要なのかが見えてきます。それは、科学・医療と社会との関係に対する深い理解であり、その理解を媒介にした科学・医療界と社会との真摯なコミュニケーションです。皆さんにとって教養セミナーが、こうしたコミュニケーションの土台作りとなることを期待しています。

教養セミナーには次のような特徴があります。(1)1年次の教養課程から2年次以降の専門課程まで途切れることなく実施されること。(2)全学科専攻の混成クラスに瓦屋根方式を採用した、7～8名の少人数セミナー形式を基本とすること。(3)科学や医療、その技術が私たちの暮らす社会に及ぼす様々な影響、さらにそこから生じる倫理的、法的そして社会的な課題(ELSI: Ethical, Legal and Social Issues)の検討を中心的な学習テーマとすること。

新カリキュラムでは、これらの特徴を持つ教養セミナーを通して、私たちの時代が抱える課題について仲間たちと考え議論し、最終的に、その成果を論文にしてもらいます。

【教養セミナーの全体像】



【各セミナーについて】

・教養基礎セミナー(1年次)

1年の前期に学習した科目のうちさらに深めたい内容を皆さんが選択し、7～8人のセミナー形式により受講します。人文科学・社会科学、語学・国際文化、自然科学の担当教員の専門を活かした様々なセミナーが提供されます。調査、議論、発表という学生主体のアクティブラーニングによる少人数セミナーに慣れ親しんでもらうことが、教養基礎セミナーの狙いです。そこから、2年次以降の高次教養教育に向けた《学び》のストーリーを紡ぎます。

教養基礎セミナーは、後期の水曜日に開講されます。より多くのセミナーを履修できるようにするべく、前半8回と後半7回に分けられています。学生の皆さんには、前半と後半で異なるセミナーを選択してもらいます。

なお、前期中に教養基礎セミナーについての詳しい説明会を実施する予定です。説明会には必ず参加するようにして下さい。開催日時等については、WebClassにてお知らせします。

・教養セミナー I (2年次)

水曜日の午後、湯島キャンパスで開講される教養セミナー I では、7～8人で構成されるセミナーにおいて ELSI に関連するテキストを輪読することで、科学や医療と社会との関係について考え、思考を深化させます。

輪読とは、指定されたテキストを順番に読んで解釈し議論する作業を指します。それは、担当者が行うプレゼンテーションによって進められます。プレゼンテーションにおいて提示されたテキストの解釈や論点について議論をすることで、その理解を深めるだけでなく、コミュニケーション・スキルを向上させることを目指します。また、このセミナーでの輪読で培った知識や関心を発展させて、3年次の論文作成に向かいます。

なお、このセミナーには、4年生および6年生がチューターとして参加する予定です(瓦屋根方式)。

・教養セミナーⅡ(3年次/看護学専攻のみ4年次)

火曜日の午後、湯島キャンパスで開講される教養セミナーⅡでは、「教養卒業論文」として3000字以上の論文を作成します。

7~8人で構成されるセミナーにおいて、まず、担当教員から論文を書きあげるための指導を受けます。アカデミック・リテラシーで学んだ知識やスキルを前提にしつつ、論文のテーマを設定し、論文の構成を考え、データや資料の収集を行います。その都度、プレゼンテーションをすることで、教員のアドバイスや他の学生からのコメントをもらいます。それらを参考にして、論文を書き進めます。教養セミナーⅡでは、教養卒業論文の執筆を通して、教養教育の集大成を目指します。

・教養セミナーⅢ(5年次医学科・歯学科)

薬害や再生医療などの具体的なケースを教材として、生命倫理や研究倫理、さらに医療技術をめぐるELSIについて、より専門的で実際の視座から掘り下げて理解することが、教養セミナーⅢの目的です。

セミナーとオンデマンド非同期型授業を併用した形式で実施されます。

・教養自由セミナーⅠ(4年次/看護学専攻のみ3年次)

自由科目として開講される教養自由セミナーⅠの履修者は、教養セミナーⅠの各クラスに学生チューターとして参加します。教員と共にセミナーの指導を行うことで、ファシリテーションやリーダーシップのスキルを磨きます。

・教養自由セミナーⅡ(6年次医学科・歯学科)

自由科目として開講される教養自由セミナーⅡの履修者は、教養セミナーⅠの各クラスに学生チューターとして参加します。教員と共にセミナーの指導を行うことで、ファシリテーションやリーダーシップのスキルを磨きます。

Ⅲ. 開講科目の概要

1. 必修・選択科目

1) 人文科学・社会科学

【指針】

人文科学・社会科学分野の科目は、学んだ「効果」がすぐにあらわれるとは限らないものです。むしろ10年後、20年後になってようやく、しかも自分ではそうとは気づかない形で、効果をあらわすことの方がふつうだと言ってもいいでしょう。それは人文科学・社会科学という学問が、たんに知識を増やすことだけでなく、ものごとの見方・考え方までも問いなおすことを追求するものだからです。人文科学・社会科学にふれて、そうした「問いなおし」を経験することで、やがて自分でもそうすることができるようになったひとは、自分のものごとの見方・考え方をつねに新たにし、深めてゆく可能性が開かれることでしょう。また、ひとはそのようにして「成熟」してゆくのだとすれば、いま・ここで人文科学・社会科学を学ぶことの意味と効果は、来るべき成熟にこそ求められることとなります。そしてこのことは、医療人としての学びにも深くかかわってきます。

よき医療人に専門知識は必須です。ひととしての成熟も必須です。もちろん年齢のことではありません。いわば医療それ自体が、その知識と実践の担い手に、「成熟したひと」となることを求めるのです。知識には一般性があり、そうであるからこそ誰にでも伝達ができ、誰でも身につけることができます。けれどもそのことは、知識を目の前の対象に「正しく」「適切に」「ふさわしく」適用する方法にまで一般性があることを意味しません。このことはとりわけ医療にあてはまります。目の前の患者の身体には個別性・特殊性があります。その身体が負う病や障がいも同様です。患者の人生はどれもユニークであり、喜びも幸せも、悲しみもつらさも、一人ひとり異なります。そのような個別性・特殊性を前にして、またかけがえのなさを前にして、自分の知識をどのように適用すればよいのか、するべきなのか。マニュアルなどありません。それでもその問いに「正しく」「適切に」「ふさわしく」答えなければならないとしたら――。

さらに、科学研究のされ方や科学者の社会的な位置づけが時代によって変わってきたように、医療にも、それを支える専門的な知識にも、歴史と文化が刻印されています。そして、医療も医歯学の研究も社会の中で、法の下に行われているのですから、社会や法のありようと無縁ではありえません。言うまでもなく、医療も医歯学の研究も「患者を助きたい」という善意にもとづいていること、またそうして実際にも成果をあげていることは、誰も認めるところです。けれども、医療や医歯学の研究と、歴史や文化、社会、法との間には深い結びつきがあり、相互に影響を与えあっていることを忘れてしまうなら、つまり、「患者を助きたい」という善意さえあれば大丈夫、すべてうまくゆくと考えるなら、近現代の科学史・医学史が教えるように、その善意が「独善」ともなり、成果が患者のいのちと尊厳を損なう「惨禍」ともなる事態を、期せずして再び招くことになりかねないでしょう。

よき医療人としてこうした問いに答え、患者のいのちに寄り添い、その尊厳を守ることができるようになるには、専門知識は必要条件ですが、けっして十分条件ではありません。皆さんが医療人になることを目指してからこれまでに、こうした問いや視点にふれる機会がどれほどあったのかわかりませんが、いずれにしてもこれからは、新たな学びを始めてもらわなければなりません。それは10年後、20年後の来るべき成熟のためであり、いま人間について、また歴史や文化、社会、法について学ぶのもそのためです。たとえいまは医療と関係ないように思われても、そうして学んだことの意味と効果は、各人の学びの深さに応じて、その先の医療人への／としての歩みの中で明らかとなるでしょう。その未来の自分のために、人文科学・社会科学という学問の扉を、まずは虚心にたたいてほしいと思います。

※2年次以降の人文科学・社会科学について

2年次以降の専門課程では、人文科学・社会科学に関連する内容を「教養セミナー」において学ぶことができます。

2年次には、全学科専攻を対象とする「教養セミナーⅠ」が開講され、「科学技術の倫理的・法的・社会的課題」(ELSI)を中心に学びます。3年次には、全学科専攻を対象とする「教養セミナーⅡ」が開講されます。そこでは、教養教育の総まとめとして「教養卒業論文」を執筆します。さらに、医学科・歯学科においては5年次に「教養セミナーⅢ」が開講され、より専門的で実践的なELSIについて学びます。また、自由科目として4年次には「教養自由セミナーⅠ」、6年次には「教養自由セミナーⅡ」が開講され、学生

チューターとして教員と共に後輩たちの指導に当たります。

詳細については、『履修の手引き』の「4. 教養セミナー」をご覧ください。

【開講科目一覧】

哲学

倫理学

心理学

宗教学

芸術

歴史学

科学史

文学

法学

政治学

経済学

社会学

社会思想史

文化人類学

Japanese Culture and Society

グローバル教養科目

人文社会科学特論

国際地域文化入門

人文社会科学概論

教養基礎セミナー

2) 自然科学

【指針】

自然科学系の科目は、人文科学・社会科学系と異なり「自然」を理解しようとする学問です。理解しようとする対象によって、物理学、化学、生物学などの違いが生じます。数学はこれらの自然科学の全体に深く関係する学問分野です。物理学、化学、生物学は、数学とは異なり、実験科学です。実験科学では、自然の現象を観察あるいは観測して得られた結果をもとに、仮説を立て実験を行ないこれを検証し、できるだけ基本的な法則に基づいて自然を理解しようとしています。この考えは、最初は物理学に取り入れられ、化学、生物学にもこの手法が深く浸透してきました。医学・歯学を正しく理解するためには、このような科学の方法論を理解するとともに、物理学、化学、生物学の知識も不可欠になっています。したがって、いずれの科目でも、講義によって基本的な知識を学ぶとともに、実験によって現象の観察や観測の基本を学びます。

「サイエンス PBL 入門」は、医学科と歯学科の学生が履修する必修科目です。この科目は8名程度から成るグループに分かれて行います。自然科学の考え方に基づいた話し合いから課題を解決する技術を向上させることによって、自然科学の知識を論理的に活用できる研究者の基礎を育成することを目的としています。

また教養選択科目としても自然科学系の多くの科目が開講されていますので、各自の興味や弱点を考えて取捨選択し、積極的に学んでください。

● 数学の指針

数学は自然科学の全分野にわたって必要不可欠な存在となっており、これは医学・歯学においても例外ではありません。しかしながら、大学における数学教育は、このような数学的知識や技術の習得だけが目的ではありません。

むしろ「論理的思考能力」を育成することに最大の重点が置かれているとあっていいでしょう。ここでいう「論理的思考能力」というのは、与えられた前提・条件から、正確に推論を行って結論を得る能力であり、かつ、その推論を正確に記述する能力を意味します。高校までの学習においては、ともすると試験問題の正解を得ることに重点がおかれ、その正解を得る過程での正確な推論や証明の記述能力は軽視されがちです。学生諸君は「論理的思考能力の育成」が数学を学ぶ最大の目的であることを強く意識し「自分で考え」、「疑問点が自分で解決できないときは必ず質問する」という態度で学ぶことが必要です。

数学分野が各学科・専攻1年次に開講する必修科目（一部選択科目）は次の通りです。また、この他に教養選択科目をいくつか開講しています。できるだけ多く学ぶことをお勧めします。

学部・学科	前期
医学部医学科	数学 I M 数学 II (選択) 情報処理 (α) / (β)
医学部保健衛生学科 看護学専攻	情報科学 (α) 統計学 (α)
医学部保健衛生学科 検査技術学専攻	数学 I T 統計学 (β) 情報科学 (β)
歯学部歯学科	数学 I D 数学 II (選択) 情報処理 (α) / (β)
歯学部口腔保健学科	統計学 (α) 情報科学 (α)

注1) 医学科・歯学科の後期「数学II」は「物理学II」との選択となります。科目・クラス選択の詳細は別途指示します。

● 物理学の指針

物理学とは自然界の普遍性・共通性を理解する学問です。その成果は、私達の生活の基盤を成しているだけではなく、医歯学の中でも基盤を成しています。例えば、人体の動きや歯の矯正治療では力学の知識

が必要となってきます。また、X線、レーザー、MRI、重粒子線治療など現代医療に欠かせない技術の基本原理はすべて物理学研究の中で発見されました。さらに、物理学の知識だけではなく、自然現象をできるだけ基本法則に基づいて理解しようとする物理学の考え方を身につけることは、皆さんの将来の研究現場で大いに役に立つでしょう。

物理学分野が各学科・専攻1年次に開講する必修科目（一部選択科目）は次の通りです。その他に教養選択科目を開講しています。また、教養基礎セミナーの中でも物理学の教員が教えています。自分の興味や弱点等を考えて取捨選択をし、積極的に学んで下さい。

学部、学科、専攻	必修科目	選択科目
医学部医学科	前期：物理学Ⅰ M 自然科学実験（物理学実験）	前期：物理学入門（←入試物理非選択者） 物理学Ⅱ M（選択）
医学部保健衛生学科 検査技術学専攻	前期：物理学Ⅰ D・T 物理学Ⅱ D・T 通年：科学基礎実験 T	前期：物理学入門（←入試物理非選択者）
歯学部歯学科	前期：物理学Ⅰ D・T 自然科学実験（物理学実験）	前期：物理学入門（←入試物理非選択者） 物理学Ⅱ D・T（選択）

注1) 医学科・歯学科の「物理学Ⅱ」は「数学Ⅱ」との選択となります。科目・クラス選択の詳細は別途指示します。

● 化学の指針

化学は、医学・歯学・看護学・検査技術学・口腔保健学を学ぶ者にとって最も重要な基礎科目のひとつです。したがって、高校で習得してきた化学の知識を再確認し理解を深めながら、さらに高度の知識を積み重ね、学部で学ぶ生化学、生理学、薬理学などを理解するための基礎をつくらなければなりません。

この目標に向けて、講義、演習、実習を通して化学の理解を深めるとともに、実験の基本を習得します。学部学科専攻により、履修すべき科目が異なりますので、間違いのないように表を参考にして下さい。

学部、学科、専攻	必修科目	選択科目
医学部医学科	前期：化学 M 前期：自然科学実験（化学実験）	前期：化学入門（←入試化学非選択者）
医学部保健衛生学科 検査技術学専攻	前期：化学 T 後期：科学基礎実験 T（化学実験）	前期：化学入門（←入試化学非選択者）
医学部保健衛生学科 看護学専攻	前期：化学基礎 前期：科学基礎実験 N・O・K	
歯学部歯学科	前期：化学 D 前期：自然科学実験（化学実験）	前期：化学入門（←入試化学非選択者）
歯学部口腔保健学科	前期：化学基礎 前期：科学基礎実験 N・O・K	

医学科・歯学科・保健衛生学科検査技術学専攻のうち入試で化学を選択しなかった学生は「化学入門」(前期)を選択科目として履修することになります。

教養選択科目として、前期に「S・水の科学」(全学科対象)、夏季に集中型で「S・タンパク質の科学」(全学科対象)、「S・生命分子スペクトル解析学演習」(全学科対象)、後期に「S・糖の科学」(全学科対象)、「S・化学熱力学演習」(医学科、歯学科、検査技術学専攻対象)が開講されます。

● 生物学の指針

講義系の科目では、基本的な知識の習得に加え、これらの知識が医療の領域まで応用されていること

を理解し、実験系の科目では、自然現象を観察し、仮説を立て、これを検証する方法の基礎を学ぶことを目的とします。

「＊」の科目は、医学科・歯学科・保健衛生学科検査学専攻の学生で、本学の入学試験（理科）で「生物」を選択しなかった学生が履修する科目です。

学科専攻	必修科目
医学科	生物学入門 (α)/(β)* 生物学 M 自然科学実験(生物学実験)
保健衛生学科 (看護学専攻)	生物学基礎
保健衛生学科 (検査技術学専攻)	生物学入門 (α)/(β)* 生物学 D・T 科学基礎実験 T
歯学科	生物学入門 (α)/(β)* 生物学 D・T 自然科学実験(生物学実験)
口腔保健学科	生物学基礎

● リサーチマインド養成プログラム

自然科学系では研究者育成のため、2019年より高度な実験研究が体験できる「リサーチマインド養成プログラム」をスタートしており、今年度は以下の教養選択科目を開講します。

「S・分子分光光学演習：基礎編」「S・生命分子スペクトル解析学演習」「S・タンパク質の科学」

【開講科目一覧】

物理学入門

化学入門

生物学入門 (α) / (β)

数学 I M/D/T

数学 II (α) / (β)

統計学 (α) / (β)

物理学 I M/D・T

物理学 II M/D・T

化学M/D/T

化学基礎

生物学 M/D・T

生物学基礎

自然科学実験 (物理学実験、化学実験、生物学実験)

科学基礎実験 T

科学基礎実験N・O・K
情報科学 (α) / (β)
情報処理 (α) / (β)
サイエンスPBL入門

3)外国語

【指針】

外国語を学ぶ目的には、大きく分けて二つあるように思われます。一つはその言語を話す人々とのコミュニケーションの手段として習得すること、もう一つは言語を通して、その言語を担う人々の文化や歴史を感じ取り、学ぶことです。教養部には外国語として、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、日本語（留学生のみ）が開設されていますが、第一外国語として学ぶ英語と第二外国語として学ぶ他の外国語ではこの二つの重心が少し異なるかもしれません。

英語は必修科目として、全員が履修します。第二外国語は選択科目ですので、入学時の希望外国語調査にしたがって振り分けられた指定のクラスで、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、日本語（留学生のみ）の中から、1科目を履修します。第二外国語を途中で変更することはできません。第二外国語の成績は、2単位分が評価されます。

● 英語の指針

前期に「コミュニケーション」と「読み書き」の2つの授業を受けます。習熟度別にクラス分けを行い、中級はGE (General English) クラス、上級はEAP (English for Academic Purposes) クラスとします。「コミュニケーション」のGEクラスでは、主にディスカッションの技術向上を目標とします。EAPクラスでは、課題の文章を与えた上で、その内容についてのディスカッションやディベートを行ったり、レクチャーを聞いた上で、ノートを取る練習をします。「読み書き」のGEクラスでは、読解力の底上げや文レベルでの作文技術の向上に焦点を当てます。クラスによっては、より長い文章を書かせる場合もあります。EAPクラスでは、主にパラグラフライティングおよびエッセイの執筆に取り組みます。

後期の英語の授業は1つで、選択制となります。アカデミック・リーディング、文学、ディスカッションなどに関する後期科目の内容を DreamCampus で読み、指定された時期に履修希望を提出してください。履修希望の提出時期や方法については7月に発表します。

すべての学生は、英語の授業で学んだことを「英語による授業」に活かすチャンスがあるので、より多くのことにチャレンジし、そのチャレンジの過程で新たな課題や動機付けを得てほしいと思います。

● 第二外国語の指針

第二外国語は、前期だけで週2コマの授業（必修と選択）で構成されています。どの言語もほとんどの学生は初学者であることを念頭に、初歩的な文法や発音から始め、基本的な作文、読解、聞き取り、会話能力を獲得させることを目指します。また、授業の一部では、文化的な諸問題をめぐる思索や多様な文化への理解を促す内容を扱います。

たとえばドイツ語の習得は、文化の成熟にともない標準化と多様化という一見矛盾する二つのプロセスが同時に進行するヨーロッパ像の理解につながります。フランス語は、フランス社会のみならず、イスラム社会の問題やアフリカの様々な問題を深く理解する窓口にもなります。中国語は、日本と中国の文化的な近さや、今日の混迷する東アジア情勢について考える上で有益です。スペイン語は、先住民文化とヨーロッパ文化の混合をはじめとする、旧植民地をめぐって問題を理解することにもつながります。

留学生は、日本語を履修します。日本語の授業では、教養教育および専門の医歯学教育をうけるための基礎となる日本語能力、また日本社会でよりよく自分の能力を発揮して、自国と日本の友好と親善に貢献するために必要な日本語能力の獲得を目指します。

【開講科目一覧】

英語 IA・B・C

ドイツ語 I・II
フランス語 I・II
中国語 I・II
スペイン語 I・II
日本語 I・II

4) フィジカルウェルビーイング

【指針】

フィジカルウェルビーイング分野では、授業科目として前期は選択科目の「フィジカルウェルビーイング」と、看護学専攻学生を対象とした選択科目「フィットネスマネジメント」の2科目、後期は共通領域セミナー科目の「S・フィットネスマネジメント」の1科目、計3科目の授業を開講致します。

ウェルビーイングは「幸福」「健康」とも訳され、ひとびとの目指す根源的なものです。WHO憲章では“Health is a state of complete physical, mental and social wellbeing.”としており、身体的・精神的・社会的ウェルビーイングは健康における重要な要素となります。医療従事者を目指す学生が健康の基本的概念である「ウェルビーイング」を知ることはとても大切です。特にウェルビーイングの中でも「フィジカルウェルビーイング」は身体的健康とも訳され、医療や医学に直結します。

日本は高齢化社会を迎え健康寿命の延伸が求められる中、健康を保つには身体機能の維持が重要であり、特に運動と身体的健康との関連性の重要性が言われています。例えば糖尿病等代謝疾患や認知症の予防に運動は大きく寄与し、また運動は骨代謝やメンタルヘルスにも大きく影響します。また歯科疾患とフィジカルウェルビーイングとの関連性を知ることも大切です。

本授業の目的は、フィジカルウェルビーイングと運動の関連性と重要性の理解を通じて、健康ウェルビーイングのために身体機能が重要なことを知ることにあります。

さらに、本授業ではスポーツ医学を紹介し、運動やスポーツと医療・医学との関係性を知り、運動やスポーツの重要性を知ることも目的となります。

また、医療では多職種間のコミュニケーションによるチーム医療が重要となっており、チームの一員としてコミュニケーション能力を発揮することが求められています。フィットネスマネジメントの授業では、身体活動を通じて自己を知り、他者との関係性やコミュニケーションのあり方について学ぶことを目的としています。

【開講科目一覧】

<前期>

フィジカルウェルビーイング（*）

フィットネスマネジメント（*）

<後期>

S・フィットネスマネジメント

【看護学専攻学生における留意点】

看護学専攻においては、保健師免許取得後の申請により「養護教諭二種免許状」を取得することが可能です。取得に当たっては、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目「体育」の 2 単位を取得することが必須です。

「フィジカルウェルビーイング(*)」と前期「フィットネスマネジメント(*)」は「体育」の 2 単位に相当します。

しかしながら、後期「S・フィットネスマネジメント」は「体育」1 単位のみとなり、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目「体育」の 2 単位には相当しませんのでご注意ください。

5) グローバル教養総合講座

【概要】

東京医科歯科大学は「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」をミッションに掲げ、(1) 幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養、(2) 自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人間の養成、(3) 国際感覚と国際競争力に優れる人材の養成、を教育理念としています。これらの理念実現のための第一歩として、入学直後の1年生全員(約280名)に、グローバル教養総合講座と呼ばれるアクティブラーニングを実践しています。その中心となる「基礎ゼミ」では、学科を横断した7~8人の小グループを編成し、グローバルな大テーマに沿って各グループが独自の課題を設定し、グループ内外での議論を通じた頭脳循環により問題解決を目指します。そして最終発表会にて、成果をスライドにまとめ発表します。本授業により、教えられたことを暗記するだけの学びからモード転換を図り、自ら主体的に学びつつ幅広い視野を獲得し、「答えのない難問」に対応するための総合知を養ってください。

今年度の授業は5・6月の期間に開講します。事前課題(課題図書または事前資料を通読する)を課す予定ですので、WebClass等の掲示にはよく注意をしておいてください。

Global Topics in Integrated Studies

Overview

Under the vision of “cultivating professionals with knowledge and humanity, thereby contributing to people's well-being,” Tokyo Medical and Dental University’s educational philosophies are to provide students with a broad education and a rich sensibility, educate creative people capable of diagnosing and solving problems independently, and train medical professionals with a rich international quality. As a first step toward realizing these goals, all first-year students (approximately 280) engage in active learning through the course Global Topics in Integrated Studies. In the "Basic Seminar," which is the core of the program, students in groups of 7-8 from across departments set their own challenges under a global theme, hold discussions inside and outside the group, and finally give a slideshow presentation on what they have learned together to other groups at the end of the course. It is hoped that students will move away from a mindset focused on memorizing what they have been taught, acquire a broad perspective while learning on their own, and develop comprehensive knowledge by tackling difficult questions that have no “correct” answers.

This year's classes will be held from May to June. As some pre-reading is required, please pay attention to course-related announcements provided during student guidance or posted on WebClass.

2. 教養選択科目

【概要】

教養選択科目は、講義、セミナー（原書・論文購読を含む）、実験と授業形態は様々です。各自の興味、関心に合わせて科目を選び、1単位以上を履修してください。

- 受講資格を確認のうえ選択してください。
- 各科目には、履修可能な人数（募集人数）に制限があります。
- 夏季・冬季集中型科目、および授業期間外の日程を含む科目については、授業日程に注意してください。
- 履修手続きの詳細は「Ⅱ-3. 4) 教養選択科目の選択と履修手続きについて」を参照のこと。

【開講科目一覧】

2023年度 教養選択科目一覧

時期	番号	科目名 (英文)	担当 教員	曜日等	時限	対象学科	募集 人数	備 考
前期	1	S・水の科学 (Science of water and aqueous solutions)	奈良	月	3講・4講		36	
	2	S・現代中国社会研究 (Contemporary Chinese Social Studies)	包	月	3講・4講		25	
	3	S・数理生物学入門 (Introduction of Mathematical Biology)	中林	月	3講・4講		40	
	4	S・実用統計学 (Practical Statistics)	徳永	月	3講・4講	看護・検査 衛生・工学	40	計算機実習室を使用する。
夏季集中	1	S・生命分子スペクトル解析学演習 (Spectroscopic study for moleculars of life)	奈良	7/31~8/31			10	
	2	S・英語で学ぶ力学 Mechanics in English	越野	8/1~8/3	1講~4講		7	Zoom
	3	S・海洋生物学実習 (Marine Biology Experiments)	伊藤 松本	詳細は未定 備考確認			18	7/31~8/4の1日は国府台 8/6~8/10は2泊3日新潟大学 8/中下旬に2日間発表会
	4	S・イギリス文学講読1 (探偵小説を読む) English Literature (Reading Detective Novels)	猪熊	備考確認			15	7/31 1~3講 8/1・2・30 1~3講
	5	S・タンパク質の科学 (Protein Science)	澤野	備考確認	1講・2講		30	8/2・4・7・21・23・28 Zoom
	6	S・江戸市川文学散歩 (Ichikawa literary walk)	木谷	7/31~8/31	1講・2講		20	
	7	S・彫刻 (塑像) (Sculpture)	高見	8/22~8/31	3講・4講	歯学科以外 医学科優先	10	
	8	S・What is Human Nature?	チャンネル	8/2~8/13	3講・4講		10	Zoom
後期	1	S・化学熱力学演習 (Exercise in Chemistry Thermodynamics)	奈良	木 10/11 (水)	3講・4講	医・歯・検	40	
	2	S・フィットネスマネジメント (Fitness Management)	柳下他	木 10/11 (水)	3講・4講		40	オムニバス
	3	S・イギリス文学講読2 (怪奇小説を読む) English Literature (Reading Gothic Novels)	猪熊	木 10/11 (水)	3講・4講		15	
	4	S・社会福祉概論 (The General Theory of Social Welfare)	包	木 10/11 (水)	3講・4講		30	
	5	S・糖の科学 (Science of Sugar)	勝又	木 10/11 (水)	3講・4講		10	
	6	S・翻訳演習 (Translation)	畔柳	木 10/11 (水)	3講・4講		18	
	7	S・現代パフォーマンスアーツ入門 (Introduction to Contemporary Performing Arts)	徳永	木 10/11 (水)	3講・4講		30	
	8	S・Essentials of Medical Language	デニソン	木 10/11 (水)	3講・4講		20	
冬季集中	1	S・サイエンスフロンティア概論 (仮) (Introduction to Science Frontier)	自然系 教員	12~2月	-		40	非同期授業

3. 専門課程における全学科共通科目（1年次後期）

【概要】

1年次後期より専門課程の授業が本格的にスタートしますが、数理データサイエンス教育科目やアカデミック・リテラシーは全学科の学生が身につける共通の基盤であり、専門課程の中で全学科共通科目として開講されます。

数理データサイエンス教育科目では、医学歯学分野における数理・データサイエンス・AI教育を推進するため、1年次向け導入科目が開設されます。2年次以降も専門科目と並行して順次開講の予定です。未配当の学科・専攻の学生は、卒業要件外の自由科目として履修できます。

「アカデミック・リテラシー」では学問を身につけるため、また身につけた学問をアウトプットするために、必要かつ基本的な技能として、論理的な文章の作成方法や、正しい情報の収集・引用・発信の方法を学びます。「情報活用」「文章表現」「口頭表現」という三種類に分けて行います。

【開講科目一覧】

- 数理データサイエンス教育科目
 1. 医療とAI・ビッグデータ入門
 2. AI・データサイエンスのための数学

- アカデミック・リテラシー

4. 専門科目（1年次）

1) 医学科

【開講科目一覧】

多職種連携 I
医学導入
匠講話
AI・データサイエンスのための数学
医療とAI・ビッグデータ入門
アカデミック・リテラシー
人体構造総論
細胞生物学

2) 看護学専攻

【開講科目一覧】

解剖学
生化学
病理学
微生物学
栄養学
アカデミック・リテラシー
AI・データサイエンスのための数学
医療とAI・ビッグデータ入門
国際保健看護学 I
看護制度論
人間の健康と看護
基盤看護学実習 I
看護の統合と実践
多職種連携 I
憲法（自由科目）
国際保健福祉A（自由科目）

3) 検査技術学専攻

【開講科目一覧】

人体構造学講義
病理検査学講義（I）
生化学講義（I）
分析化学検査学 I
医用システム情報学講義（I）
病原体検査学講義（I）
臨床検査総合管理学
多職種連携 I
AI・データサイエンスのための数学
医療と AI・ビッグデータ入門
アカデミック・リテラシー
短期海外研修 A（自由科目）

4) 歯学科

【開講科目一覧】

多職種連携 I
歯学入門
早期臨床体験実習
基礎情報医歯学
行動科学基礎
社会と環境
遺伝の分子的基盤
細胞機能の分子的基盤
生命を構成する分子とその代謝
硬組織生化学の分子的基盤
生命の分子的基盤実習
人体の構造と機能（歯の解剖）
研究入門 I
研究入門 I α
AI・データサイエンスのための数学
医療と AI・ビッグデータ入門
アカデミック・リテラシー
生命科学基礎

5) 口腔保健衛生学専攻

【開講科目一覧】

人体の構造と機能（人体の構造と機能 I）
歯・口腔の構造と機能（歯の形態学）
公衆衛生学
社会保障
メディア情報学基礎
多職種連携
AI・データサイエンスのための数学
医療と AI・ビッグデータ入門

アカデミック・リテラシー
歯科衛生学総論
臨床体験実習
卒業研究

6) 口腔保健工学専攻

【開講科目一覧】

口腔保健と専門職
メディア情報学基礎
メディア情報学応用
造形美術概論実習
AI・データサイエンスのための数学
医療とAI・ビッグデータ入門
アカデミック・リテラシー
感染予防
早期臨床体験実習
う蝕と歯周病
人体の構造と機能
歯の解剖学
研究体験実習
多職種連携 I
口腔保健工学エクスターンシップ

IV. 学生生活のために

1. 毎日の学生生活

1) 学生証

学生証は入学時に交付され、本学に在籍する学生であることを証明するものです。

教養部では講義の出席確認（各教室にカードリーダーがあり、そちらに読み込ませます。）や、定期試験受験の際、本人確認のために、学生証を机の上に置くよう指示しています。

このように学生証はいろいろな場面で身分を確認するために必要であり、同時に出欠管理機能や湯島地区での入退館システムキーの機能を持っています。とても大切なものですから、いつでも提示できるように常に携帯し、汚したり、無くしたりしないように心掛けてください。

2) 出欠確認

各授業開始時（Zoom 等遠隔授業を除く）に必ず学生証をカードリーダーにタッチしてください。パネルが青く光れば読取成功、赤く光ったら読取失敗です。

各授業時限で 開始前 10 分間に登録できれば出席
 開始後 10 分間に登録されたら遅刻
 開始後 10 分以降は欠席

として登録されます。カードリーダーによる出席登録情報は DreamCampus で確認できます。

なお、授業・担当教員によっては、点呼、署名用紙、小テスト等により別途出席を確認することもあるので必ず教員の指示に従ってください。

学生証を忘れた場合は、教養教務・支援係で「仮学生証」を借りることができます。ただし、利用の際は必ず担当教員に申し出、当日中に必ず教養教務・支援係（17 時以降は警務員室）に返却してください。また、教養部で借りた「仮学生証」を湯島キャンパスで使用したり、各学部で借りた「仮学生証」を国府台キャンパスで使用することはしないでください。

Zoom 等による遠隔授業の場合は、出欠確認のために、大学のアカウントで出席するようにしてください。

3) 定期試験受験上の注意および不正行為について

- (1) 受験生は座席表（各試験室に掲示）により席が指定されている場合は、必ずその席で受験すること。
- (2) 受験に際しては**学生証を机の上に置くこと**。また、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム）、時計以外は机の上に置かないこと。筆箱などの筆記用具入れ、鞆類、ノート、プリントなどの資料等はすべて指示された場所に置くこと。**携帯電話は電源を切って鞆にしまうこと**。著しく試験の妨害になると思われる物は教養教務・支援係に預けること。
- (3) 試験室への入室は**試験開始から 30 分以内までとし、以後は入室を認めず**その科目を受験させない。また**退室は試験開始から 30 分後まで認めない**。
- (4) **不正行為を行った者は当該科目の評価を F（評価不能）とし、その行為に対する事情聴取を行なったうえ、教養部長より当該学部長に報告を行ない懲戒の対象とする。**
- (5) 試験終了後（課題提出も含む）に不正行為が発覚した学生についても同様の扱いとする。
- (6) 病気、その他のやむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった時は、速やかに教養教務・支援係に連絡のうえ、**5 日以内に必要書類（診断書等）を添えて追試験願を提出すること。**
- (7) 後期に係る再試験（再評価）の合格発表は、不合格者の有無に関わらず、進級判定発表と同時にを行う。

※なお、定期試験は期末の筆記試験のほか、期間中の考査や、課題提出等によることもあります。

必ずシラバス等で確認し担当教員の指示に従ってください。

※試験を Zoom で実施する場合の受験上の注意事項は別途指示します。

4) 掲示

- ・告示や通知、連絡等（教室変更、休講、学業に関する指示、呼出、試験時間割、学校行事、授業料納入、奨学金関係等）は WebClass（電子掲示板、以下同じ。）に掲示することにより、周知したものと取り扱います。WebClass 及び学生 Web メールについては必ず毎日 1 回はチェックするようにしてください。なお、緊急情報（前日夜若しくは当日判明した休講情報等）及び履修・定期試験情報については、WebClass のほか、公用掲示板（管理研究棟西側にあります。）にも掲示します。
- ・未確認のために不利益が生じた場合は自己責任になります。登校前までに必ず WebClass および Web メールを確認してください。
- ・必要に応じて学籍番号を用いた掲示についても、WebClass および公用掲示板を通じて行います。

5) 自然災害・事故等に伴う休講措置等について

自然災害・事故等に伴う授業の休講、試験の延長については、下記により WebClass、教養部ホームページ (<http://www.tmd.ac.jp/artsci/>) にて公示しますので、必ず、確認を行ってください。

○台風などで首都圏に直接災害が予想される場合

- ・午前の授業を休講、午前の試験を延期とする場合は、午前 6 時 30 分までに公示する。
- ・午後の授業を休講、午後の試験を延期とする場合は、午前 10 時までに公示する。
- ・夜間（午後 6 時以降）の授業を休講、夜間（午後 6 時以降）の試験を延期とする場合は、午後 4 時までに公示する。

○首都圏における交通機関(JR 及び大手私鉄・地下鉄など) が全面的に運転を休止している場合

- ・午前の授業を休講、午前の試験を延期とする場合は、午前 6 時 30 分までに公示する。
- ・午後の授業を休講、午後の試験を延期とする場合は、午前 10 時までに公示する。
- ・夜間（午後 6 時以降）の授業を休講、夜間（午後 6 時以降）の試験を延期とする場合は、午後 4 時までに公示する。

また、湯島地区における火曜日の授業の休講、試験の延長については、大学ホームページ (<http://www.tmd.ac.jp/>) の「学部・大学院」サイトにて公示しますので、必ず、確認をしてください。

6) 電話による呼び出し・照会

電話を受けて個々の学生を呼び出すことはできません。

家族の方や知人、友人等に理解を得ておいてください。ただし、緊急事態の場合はこの限りではありません。

7) 自動車通学について

身体的理由により自動車による通学が必要な場合を除き、教養部構内に学生が駐車することは禁止しています。（対外試合等で本学に来校の他大学生も含む）

なお、自動車による通学を許可された場合、あるいは自転車（バイクを含む）通学をする場合は、所定の駐車場（駐輪場）に駐車してください。

また、構内を移動するために走行することは原則として認めません。

8) 禁煙について（成年者のみ。未成年者の喫煙は法律で禁止されています。）

教養部は全面禁煙です。

9) 禁酒について

東京医科歯科大学国府台キャンパス内における飲酒の扱いは、以下のとおりとします。

第 1 学生が共同利用する場所での飲酒は年齢を問わず禁止します。

- (1) 屋外
- (2) 教室、実験・実習室、図書館分館
- (3) 休憩室、談話室
- (4) 体育館、武道館、弓道場、プール
- (5) 部室、更衣室
- (6) 学生寄宿舎の談話室、倉庫
- (7) 廊下、階段
- (8) 合宿研修所

(処分等)

第2 禁止されている場所での飲酒の事実が明らかになった場合、該当する個人は処分の対象となります。また、団体（クラブ・サークル等）についても、活動の一部若しくは全部の有期又は無期停止の処分の対象となります。

それ以外の場所であっても、飲酒の強要等の行為は処分の対象となります。

8) 教養部構内の芸術作品について

教養部構内に設置されている芸術作品の多くは、東京藝術大学美術学部の全面的な協力の下、同学部の卒業ならびに修了制作作品の一部を借り受けて、1年間展示しているものです（延長展示あるいは買い取り作品もあり）。

ヒポクラテスホール1階ロビー正面（3番教室前）に設置されている「ヒポクラテス像」は、本学医学科の同窓会組織であるお茶ノ水会医科同窓会から50周年記念事業の一環として寄贈されたものです。

いずれも作品に触って毀損しないように注意してください。

9) 学生相談

教養部では、学業や日常の生活、その他の諸問題が生じた場合に対応するために、教育委員会委員、保健管理センター分室、学生女性支援センター分室（詳細は次項目参照）を置いています。

一人で悩まず、どの様なことでも気軽に相談し、問題解決に向けて努力してください。

(1) 教育委員会委員

所 属	教 員 名	備 考
数学	中林 潤	教育委員長
人文社会科学	木谷 真紀子	
人文社会科学	藤井 達夫	
フィジカルウェルビーイング	柳下 和慶	
英語	畔柳 和代	
第二外国語	包 敏	
化学	澤野 頼子	
化学	勝又 敏行	

(2) 教員別学生面接受付時間 (Office Hour)

教育委員会委員以外の各教員も、オフィスアワーを設けて、その時間に学業や学生生活の相談に応じています。オフィスアワーについては、巻末の専任教員連絡先に記載しています。

(3) 留学生の指導員

教育委員会では、国費・私費留学生として入学した学生を対象に、教養部での学生生活を円滑に進められるよう留学生ごとに1名の指導教員と学生チューターを配しております。詳細は4月中にお知らせします。

2. 福利・厚生サービスなど

1) 保健管理センター分室

利用時間 平日 9:45～16:15 (木曜日は9:15～15:45)

場所 シャン・ドウ・コーズリー1階

URL : https://www.tmd.ac.jp/hsc/74_52e07b90528f3/

連絡先 : 047-300-7108



保健管理センターでは、学生の心身の健康保持を図ることを目的に、各種の健康診断およびその事後措置、健康の保持増進についての必要な指導、一般健康相談、メンタルヘルス相談などを行っています。

教養部には分室があり、湯島地区と連携を取りながら、看護師に簡単な健康相談を受けることができ、急な体調不良や怪我をした場合には応急手当の処置を行うことができるようにしています。また、専門の医師が一般健康相談（木曜日）やメンタルヘルス相談（金曜日）に応じています。

また、臨床心理士による相談（月曜日）も受付けています。

	月	火	水	木	金
午後		柳下(整形外科) 12:20～13:10		田澤(内科) 12:20～13:10	平井(メンタル) 12:20～13:10
		横田(心理相談) 12:20～13:10			

※後期の日程については、保健管理センター分室のページにてご確認ください

進学や就職に必要な健康診断証明書のお申込みについては、保健管理センターホームページでご確認ください。メールでのお申込みも受付けています。

ただし、定期健康診断を受診していることが必要です。ご不明な点はお問い合わせください。

2) 学生・女性支援センター分室 : <http://www.tmd.ac.jp/labs/gakuseihokenkikou/scsfs/index.html>

学生・女性支援センターは、本学の学生に対して、生活、修学、就職、メンタルヘルスやハラスメント、キャリアパスや学業（仕事）との家庭との両立に関する事など、キャンパスライフ全般に渡り、全学的に支援を行い、学生支援活動の充実を図ることを目的として設置されています。なお、本センターは男女問わずご利用いただけます。

<学生生活全般に関する事> e-mail : scenter.stc@tmd.ac.jp

- ・生活に関する相談・・・家族の問題・経済的な問題・恋愛問題など
- ・修学に関する相談・・・勉強の進捗状況・進学・研究室の人間関係など
- ・就職に関する相談・・・卒業後の進路・就職活動など
- ・メンタルに関する相談・・・健康の問題・ストレス・心の問題・対人関係など
- ・ハラスメントに関する相談・・・アカデミックハラスメント・パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなど

ホームページ <http://www.tmd.ac.jp/stdc/>



<キャリア支援や学業（仕事）と家庭との両立支援に関すること> e-mail : info.ang@tmd.ac.jp

- ・今後の進路や生き方に関する相談
- ・妊娠・出産・育児との両立や保育園入園・介護に関する相談

ホームページ <http://www.tmd.ac.jp/ang/counsel/>



☆個別相談時間

事前予約制です。相談内容により曜日が決まっています。詳細はホームページをご参照ください。

3) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学生が授業や学校行事、課外活動等において身体に傷害を被った場合に備え、入学時に全員加入する保険制度です。

万一事故にあった場合は、速やかに学生支援事務室（湯島地区：03-5803-5078・5077）へ連絡するとともに請求手続方法等についての指示を受けてください。

4) 健康保険証

被保険者（両親）と住居を異にしている人は、不慮の負傷や病気に備えて「健康保険被保険者証」またはそれに代わる「遠隔地被扶養者証」の交付を受け、常に携帯するよう心掛けてください。

3. 国府台地区施設の利用

1) 学生用ロッカーの使用

教養部で全学共通科目を履修している間は、学生用個人ロッカーを貸与します。鍵は各自で用意してください。ロッカー室では、盗難防止のため、貴重品は各自が責任を持って管理してください。ロッカー室の使用時間は8：30～21：00です。

なお、1年次修了前までに、ロッカーは空の状態にしてください。後日指定する明け渡しの期限までに万一残っていた荷物は理由の如何を問わず全て廃棄します。明け渡し期限（例年2月末頃）までにロッカーの荷物は全て撤収してください。

2) 教室の授業時間外の利用

課外活動や自習等で教室を使用したい時は、事前に教養教務・支援係に申請し、許可を取ってください。

また、使用に際しては次のことを守ってください。

- (1) グループ学習目的での貸出は、授業使用時を除く平日の9：00～20：00です。
- (2) 飲食および火気の使用は禁止します。
- (3) AV機器は貸出不可です。
- (4) その他、教職員・警務員の指示に従ってください。

3) 厚生施設の利用

教養部には、厚生施設として談話室、休憩室が設けられています。

気持ちよく利用できるよう、談話室、休憩室では特に次のことを守ってください。

- (1) 火気や盗難に十分に注意してください。
- (2) 常に整理・整頓し、清潔を保つように心掛けてください。
- (3) 備付の器具や物品を持ち出さず、万一破損した場合は、速やかに教養教務・支援係まで届け出てください。
- (4) 使用時間（8：30～21：00）を厳守してください。
- (5) 平日以外の曜日は、原則として使用できません。

4) 運動施設（体育館・グラウンド・テニスコート・武道館）の利用

国府台キャンパス（教養部）にある体育館等の運動施設は、保健体育分野の授業をはじめ、本学学生および職員の健康保持・増進、体力向上を図ることを目的に整備されています。特に使用者（使用種目数）の多い体育館・グラウンド等の利用については、その安全で円滑な使用のために使用規則等を定め、「キャンパスガイドブック」に記載しています。使用に際しては、それらに従って使用許可等を受けて下さい。また、使用に際しては規則を守り、常に快適な環境を保持し、事故防止を心掛けましょう。

なお、以下に運動施設別の注意事項を記載しますので、使用する際には、必ず守ってください。

運動施設の使用に関する共通注意事項

1. 使用時間 8：30～21：00 を厳守してください。
2. 使用に際しての優先順位は原則として次のとおりとします。
①授業、②大学が認めた行事、③課外活動
3. 課外活動として使用を希望する際は、使用する1週間前までに学生支援事務室または教養教務・支援係にて施設使用届を提出してください。
4. 許可を受けていない設備・物品を無断で使用しないでください。
5. 使用後は、施設・設備品を現状に復し、館内の清掃・整備をしてください。

○体育館の使用について

1. 使用に当たっては、必ず体育館用のシューズを使用してください。
2. 使用後は、施設・設備品を現状に復し、館内の清掃・整備をしてください。
3. 更衣室を使用した後は、整理・整頓を心掛けてください。
4. 12：00～13：00 は原則、教職員の使用優先時間帯となっています。

○武道館の使用について

1. 使用に当たっては、原則、素足とし、運動靴での使用はできません。

○グラウンドの使用について

1. 使用に当たっては、必ず目的にあったシューズを使用してください。
2. サッカーゴールは使用後、転倒防止の為、必ず倒してください。

○テニスコートの使用について

1. 使用に当たっては、必ずテニスシューズを使用してください。

5) 図書館分館の利用

(1) 入館手続

図書館に入館するには学生証を携帯してください。学生証を入退館ゲートのICカード接触部にかざ

してから入館してください。退館時には学生証をかざす必要はありません。学生証は図書館利用証になりますので、図書館の資料・タブレット型パソコンの貸出の際に必要となります。

(2) 開館時間と休館日

①開館時間 平日 8:45～18:45

(※春季・夏季・冬季休業期間中は 17:00 閉館)

(※本学の感染対策などの活動制限等により、開館時間が急遽変更となる場合がありますので、事前に HP を確認の上、図書館にお越しください。)

・ホームページ及び開館カレンダー https://www01s.ufinity.jp/tmdu_lib/?page_id=432



②休館日 土日祝通年／年末年始

(3) 利用に際しての諸注意

①図書館の資料は館内において自由に閲覧することができます。資料を館外に持ち出すときは、貸出手続きをしてください。(一部貸出禁止資料あり)

②Presentation Room はグループ学習向けの部屋です。譲り合いのうえ自由に利用してください。また授業等で貸切りになる時間帯は掲示いたします。

③Seminar Room A-C は主に授業で利用します。教員を通して利用申込を行うことで学生のみでの利用も可能です。

④国府台分館内は学内 Wi-Fi に接続可能です。また PC (パソコン) ロッカーからタブレット型パソコンを自身で取り出し、図書館内で利用することができますが、館外への持ち出しはできません。

⑤館内での食事は禁止です。菓子等の軽食であっても禁止です。また喫煙、飲酒も禁止です。飲料はペットボトルや水筒などフタ付きの容器のみ持ち込みができます。(※上記のルールは、グローバル教養総合講座等の授業で図書館を利用する際にも適用されます)

⑥携帯電話はマナーモードにし、止むを得ず短時間の通話をする際には Communication Area にて行ってください。

⑦館内では静粛を心掛けてください。

(4) 館外貸出

①貸出冊数と期間

館外貸出ができる資料は最大 6 点までで、その内の 3 点は DVD 等視聴覚資料とすることができます。

・一般図書 最大 6 点 期間 2 週間

・DVD 等視聴覚資料 6 点中最大 3 点 期間 3 日

また、図書館ホームページの MyLibrary(Web) (要統合 ID) https://www01s.ufinity.jp/tmdu_lib/#



において、延滞のない利用者が、他から予約の入っていない資料に対して一回に限り期限を処理日から 2 週間延長することができます。(カウンターでも承ります)

②貸出禁止資料

参考図書・新着雑誌・大型本は貸出することができません。

(※その他、著作権等の関係上貸出できないものがあります)

③延滞

貸出期間を過ぎても返却しない利用者は、新規の資料貸出を受けることはできません。

また、返却した後も遅延日数分、新規貸出を停止することがあります。

繰り返しの督促に対して返却されない場合は、分館においてはPCロッカーの利用停止及び図書館の入館停止となることがあります。また湯島の本館においても延滞がある利用者に対しては国府台分館の貸出資料であってもゲートが開かない場合があります。

(5) 資料の紛失・汚損・破損

図書館資料を紛失・汚損・破損をしてしまった場合は、カウンターにある貸出資料紛失届を提出のうえ、同一資料を弁償していただきます。同一資料の入手が困難な場合は、ご相談ください。

4. 諸手続きの窓口一覧

教養部教養教務・支援系の窓口および湯島キャンパスで取り扱う諸手続きと受付時間は、次のとおりです。

1) 教養教務・支援系の受付時間 月～金曜日(平日) 8:30～17:00 (k.kyoumu.adm@tmd.ac.jp)
 湯島キャンパス窓口受付時間 月～金曜日(平日) 8:30～17:15

2) 証明書自動発行機(教養教務・支援系)の利用時間 月～金曜日(平日) 9:00～17:00
 (湯島キャンパス)の利用時間 月～金曜日(平日) 8:30～21:00

3) 諸手続一覧 【教養教務・支援系】

種類	申込手続・期限	注意事項
追試験(追考査)願	当該科目定期試験終了後 <u>5日以内</u>	病気の場合は診断書、忌引きの場合は会葬礼状を添付する必要がある。その他、正当な理由によるもの。
教室使用願	前日まで	平日9時～20時まで貸出可
欠席届	速やかに届け出る (届出が遅い時は受理されないこともある)	病気又は家庭の事情等で授業を欠席した(する)場合は、教養教務・支援系窓口で欠席届用紙を受け取り提出する。病気の場合は診断書、忌引きの場合は会葬礼状を添付。その他、交通機関等の遅延による欠席については個別に担当教員に相談すること。
住所変更届	その都度届け出る。 (※ <u>入学手続時に提出した「学生カード」と本人住所が異なる場合は、速やかに届け出ること</u>)	入学時に提出した住所に変更が生じたときは、必ず直ぐに届出ること。 届出を怠ると、大学から本人や保証人に緊急に連絡する必要があるが生じても連絡が取れず、不利益を被ることがある。
保証人住所変更届	その都度届け出る	入学時に提出した保証人住所に変更が生じたときは、必ず直ぐに届出ること。 届出を怠ると、大学から本人や保証人に緊急に連絡する必要があるが生じても連絡が取れず、不利益を被ることがある。
改姓届・保証人変更届	その都度届け出る	戸籍抄本を添付すること。

在学証明書	証明書自動発行機	英文については1週間前までに証明書交付願に記入して申し込む。
学生旅客運賃割引証	証明書自動発行機	<p>帰省または課外活動などで片道営業キロ100Kmを超えて旅客鉄道株式会社（JR）を利用する場合、旅客運賃割引（2割）を受けることができる。</p> <p>使用時は過剰に使用しないよう注意するとともに、必ず学生証を携帯すること。有効期間は発行日から3ヶ月のため、使用期日に留意すること。</p> <p>学割証の不正使用をした場合は普通運賃のほかに2倍の追徴金が課せられるばかりでなく、本学の全学生に対する学割証の発行が停止されることがあるので、不正使用は絶対にしてはならない。</p>

【湯島キャンパス】

種 類	申込手続・期限	問合せ・場所	注意事項
休学願	休学しようとする 2ヶ月前まで	各学部教務係 【場所は下記 参照】	病気その他の事由により3ヶ月以上休学しようとするときは、休学願に保証人連署のうえ詳細な理由書を添付（病気の場合は診断書も）し、各学部教務係へ提出する。願い出に際しては面談を受け、休学することによって生ずる修学上の諸問題等についてよく相談すること。
復学願	復学しようとする 2ヶ月前まで		休学している学生が復学を希望するときは、復学願に保証人連署のうえ、各学部教務係へ提出する。病気により休学した後、復学を希望する場合は診断書を添付すること。なお、本学保健管理センター以外の医師の診断書を添付した場合は、本学保健管理センターを受診すること。
退学願	退学しようとする 2ヶ月前まで		病気その他の事由により学業を継続することが困難となり、退学しようとするときは、面談を受けたうえで、保証人連署の退学願に理由書を添付し各学部教務係へ提出する。
成績証明書	1週間前まで		証明書交付願にて申し込む。英文についても同様
在学証明書	証明書自動発行機	5号館4階 談話室	英文については1週間前までに各学部教務係に申し込む。
学生旅客運賃割引証	証明書自動発行機		注意事項は国府台キャンパス同様
通学証明書	前日まで	学務企画課 【1号館1階】	バスおよび鉄道の通学定期券を購入する場合は通常、住居の最寄駅又は学校の最寄駅で「通学定期乗車券購入兼用身分証明書」を提示し直接購入するが、交通機関により大学の通学証明書を必要とする場合は、学務企画課に申し込むこと。有効期限は発行日から1ヶ月間
通学定期乗車券購入兼用身分証明書の記載事項変更	その都度届け出る		
学生証の紛失・盗難、再交付	速やかに届け出る		再発行手数料は1,500円
教養部運動施設	1週間前まで	学生支援	詳細は「キャンパスガイドブック」を参照

国府台合宿研修施設使用申込書		事務室 【5号館3階】	
授業料免除申請書 (徴収猶予申請書)	掲示で告知		

各学部教務係の場所

- 医学部医学科の学生 → 医学教務係 … 3号館6階
- 医学部保健衛生学科の学生 → 保健衛生教務係 … 3号館6階
- 歯学部歯学科の学生 → 歯学系教務係 … 歯科棟南2階
- 歯学部口腔保健学科の学生 → 歯学系教務係 … 歯科棟南2階

4) 拾得物

教養部構内で拾得物を見つけたときは、速やかに教養教務・支援係に届けてください。

所有者の明らかなものは掲示等によりお知らせします。なお、所有者不明で一定期間、教養教務・支援係前の拾得棚に置いても引き取りがない場合は処分します。

V. 履修に関する規則等

東京医科歯科大学学則

（平成16年4月1日）
規程第4号

第1章 総則

第1条 本学は、医学及び歯学の理論並びに応用を教授研究し、併せて人格の陶冶をなすものである。

2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該学科において別に定める。

第2条 本学に、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）の定めるところにより、次の学部及び学科を置く。

医 学 部 医学科
保健衛生学科

歯 学 部 歯学科
口腔保健学科

2 医学部保健衛生学科に、看護学専攻及び検査技術学専攻を置く。

3 歯学部口腔保健学科に、口腔保健衛生学専攻及び口腔保健工学専攻を置く。

4 本学に、組織運営規程の定めるところにより、教養部を置く。

第3条 医学部医学科及び歯学部歯学科の修業年限は6年、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の修業年限は4年とする。

第4条 学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学科・専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	85	5（2年次編入）	535
	保健衛生学科			
	看護学専攻	55		220
	検査技術学専攻	35		140
歯 学 部	歯 学 科	53		318
	口腔保健学科			
	口腔保健衛生学専攻	22		88
	口腔保健工学専攻	10	5（2年次編入）	55

第2章 授業科目

第5条 削除

第6条 本学の授業科目は、全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）と専門に関する教育科目（以下「専門科目」という。）とする。

- 2 全学共通科目は教養部において、専門科目は各学部において行う。
- 3 全学共通科目の開設授業科目及び単位数は、別に定める。
- 4 専門科目の開設授業科目及び単位数は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を分けて、次の学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第9条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 10月12日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合には、休業日に授業を行うことができる。
- 3 第1項第4号から第6号の期間は、各学部において別に定める。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、転学、留学、退学及び除籍

第10条 入学の時期は、学年の始期とする。

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第12条 大学医学部医学科の卒業生で歯学部歯学科に、大学歯学部歯学科の卒業生で医学部医学科に編入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学の許可をすることができる。

第13条 大学医学部医学科の学生で医学部医学科に、大学歯学部歯学科の学生で歯学部歯学科に、大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で医学部保健衛生学科又は歯学部口腔保健学科に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

第14条 医学部医学科の2年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認められた者を含む。）

第15条 削除

第16条 医学部保健衛生学科の2年次に編入学することができる者は、四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修しており、かつ、協定大学の学部で2年次以上在学した者で、選考の上、入学を許可する。

第17条 削除

第18条 削除

第18条の2 歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻の2年次編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者
- (3) 歯科技工士を養成する専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

第19条 本学学生で退学した者が再び入学を請うときは、欠員がある場合に限り、選考の上、原学年以下に入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、第25条の規定による休学者が退学（休学期間満了のため学部を退学した者をいう。）し、本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再び入学を志願するときは、原学科の原学年以上に入学を許可する。ただし、懲戒事由等に相当する事由があると認められる志願者の入学については、選考の上許可するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、第31条の2の規定による退学者が本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再び入学を志願するときは、退学時の在籍学科の在籍学年以上に入学を許可する。ただし、懲戒事由等に相当する事由があると認められる志願者の入学については、選考の上許可するものとする。

第20条 編入学、転入学及び再入学により入学し、その後所定の年限在学した者は、第3条に規定する年限を在学したものとみなす。

第21条 本学に入学を志願する者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

第22条 入学志願者については、学長が当該学部教授会及び教養部教授会の意見を聴いて選考を行う。

2 前項に規定するもののほか、入学者の選考に関し必要な事項は別に定める。

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、定められた期日までに本学の学生としての本分を守る旨、誓約書に署名し、その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付するものとする。ただし、第45条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請し受理された者にあつては、当該免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間、入学料の徴収を猶予する。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

3 学長は、入学（再入学及び転入学等を含む。）を許可した者に対し、学生証を交付するものとする。

4 前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は別に定める。

第24条 学生は、病気、留学その他の事由により引き続き3月以上休学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第25条 本学医学部医学科又は歯学部歯学科に4年以上在学した者が引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に在学するために休学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第26条 前2条の規定による休学者で、休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続により、復学の許可を学長に願い出ることができる。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第27条 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、学長は当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、さらに1年以内の休学を許可することができる。

2 大学院医歯学総合研究科博士課程に在学する者の第24条の規定による休学期間及び第25条の規定による休学期間は、第1項の規定にかかわらず、通算して3年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長は当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、さらに1年以内の休学を許可することができる。

3 休学した期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

第28条 学長は、学生が病気その他の事由により修学が不相当と認められるときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、休学を命ずることができる。

第29条 学生は、学長の許可なくして、他の大学、本学の他の学科又は専攻に入学を志願するこ

とはできない。

第30条 学生が転学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けるものとする。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

2 前項の許可を与えたときは、退学とする。

第30条の2 本学の学生が学修のため外国の大学等（外国の学校教育制度に位置づけられた教育施設で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関で、かつ本学と学生交流協定を締結した又は事前の協議をおこなったものをいう。）に留学を願い出たときは、それが教育上有益と認められた場合において許可することがある。

2 前項の規定による許可は、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 前項の許可を得て留学する期間は、原則1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、さらに1年を限度として留学期間の延長を認めることがある。

4 第3項の許可を受けて留学した期間は、第3条に規定する修業年限及び第32条に規定する在学年限に算入する。ただし、第24条の規定により許可された留学（以下「休学留学」という。）については、この限りではない。

5 留学を許可された学生は、休学留学の場合を除き、留学期間中においても本学の授業料を納付しなければならない。

6 留学を許可された学生において、次の各号の一に該当したときには、本学と外国の大学等との協議に基づき、教授会等の意見を聴いて学長が留学を取り消すことができる。

(1) 外国の大学等が所在する国の情勢や自然災害等により、学修が困難であると認められるとき。

(2) 留学生として、外国の大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為が認められるとき。

(3) その他留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

7 留学に関する必要な事項は、別に定める。

第31条 学生が病気その他の事由で退学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出てその許可を受けるものとする。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第31条の2 四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修している者が協定大学に編入学するために退学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第32条 医学部医学科及び歯学部歯学科の学生は10年を、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の学生は8年を超えて在学することができない。

2 編入学、転入学及び再入学により入学した者の在学年限は、各学部において定める。

第33条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、除籍する。

(1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(2) その他病気等の事由により、成業の見込みがないと認められる者

(3) 在学期間が第32条に定める在学年限を超える場合に退学的意思を示さないとき。

- (4) 第24条、第25条又は第28条により休学し、第27条に定める期間内に復学又は退学の意思を示さないとき。
 - (5) 死亡又は行方不明となったとき。
 - (6) 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかったもの又は半額免除を許可されたものが、納付すべき入学料を免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付しないとき。
 - (7) 入学料の徴収猶予の申請をした者で、徴収猶予を許可されなかった者が、納付すべき入学料を徴収猶予の不許可を告知した日から起算して14日以内に納付しないとき。
 - (8) 入学料の徴収猶予を許可された者が、納付期限までに入学料を納付しないとき。
 - (9) 授業料を所定の期日までに納入しない者で、督促を受け、なおかつ納入を怠るとき。
- 2 前項第6号は、第45条第3項の規定により徴収猶予の申請をした者には適用しない。

第5章 教育課程、履修方法及び単位等

第34条 本学は、各学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第34条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 前項の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 文部科学大臣の別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第2項の授業を、外国において履修させることができる。また前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 卒業に必要な修得すべき単位数のうち、前2項の規定による方法で履修し修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業要件となる単位数が124単位を超える学科にあっては、その超える単位数を60単位に加えて卒業要件として認定することができる。

第34条の3 本学において必要と認めるときは、学校教育法第105条に規定する本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

第34条の4 学生が授業科目を履修し、試験に合格したときは、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価して試験によらずに単位を与えることができる。

第35条 前条に定める他、履修及び学習の評価方法については、各学部及び教養部の教授会の意見を聴いて学長が定める。

第36条 1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位当たりの授業時間を次の基準により、各学部及び教養部の教授会の意見を聴いて学長が定める。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲

第36条の2 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第36条の3 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、この限りでない。

第36条の4 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第36条の5 各授業科目の評価は、A+、A、B、C、D、Fに分け、A+、A、B、Cを合格とし、D、Fを不合格とする。

- 2 学修の評価に関し必要な事項は別に定める。
- 3 学生は、学修の評価に対し不服があるときは、所定の手続により異議を申し立てることができる。

第36条の6 本学大学院に進学を志望する学生に対し、所属する学部の長が教育上有益と認めるときは、学生が進学する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業を履修することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第37条 本学の教育上有益と認めるときは、本学に入学（編入学、転入学等を除く。）する前の大学（短期大学を含む。）において修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項及び第2項の規定する科目等履修生及び特別の課程（履修証明プログラム）履修生として修得した単位を含む。）は合計30単位を限度として、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第3条に定める修業年限を短縮することはできない。

2 前項に係る手続等については、各学部及び教養部において定める。

第38条 本学の教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことのできる単位数は、前条第1項及び同条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度とする。

- 3 第1項に係る手続等については、各学部及び教養部において定める。
- 4 第1項の規定は、第30条の2により学生が外国の大学等に留学する場合、休学留学の場合、外国の大学等が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び学生が外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合においても準用する。

第6章 卒業及び学位

第39条 卒業の認定は、第3条に定める年限を在学し、かつ、第6条第3項及び第4項に定める授業科目を、医学部医学科においては210単位以上、歯学部歯学科においては221単位以上、医学部保健衛生学科看護学専攻においては130.5単位以上、医学部保健衛生学科検査技術学専攻においては142単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻においては128単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻においては129単位以上を修得した者に対し、当該学部教授会の意見を聴いて学長が行う。

第40条 前条による卒業者には、次の区分により学士の学位を授与する。

学 部	学科・専攻	学 位
医 学 部	医学科	学士（医 学）
	保健衛生学科	
	看護学専攻	学士（看 護 学）
	検査技術学専攻	学士（保 健 学）
歯 学 部	歯学科	学士（歯 学）
	口腔保健学科	学士（口腔保健学）

第7章 検定料、入学料及び授業料

第41条 授業料、入学料及び検定料の額については、別に定める。

第42条 入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。

第43条 授業料の額は、別に定めるところによるものとし、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

前期 5月31日まで
後期 11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

第44条 既納料金は、如何なる理由があっても返還しない。

- 2 第42条の規定に基づき徴収した検定料について、第1段階目の選抜で不合格となった者から返還の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。
- 3 前条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料に相当する額を返還する。
- 4 前条第2項及び第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期以前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 5 学生又は学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が認めた場合には、授業料、入学料及び検定料について、第1項の規定にかかわらず、返還することができる。

第45条 本学に入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者及び当該者に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある者については、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 本学に入学する者であって、経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者及びその他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、入学料の徴収猶予をすることがある。
- 3 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかつた者又は半額免除を許可された者のうち、前項該当する者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請をすることがある。
- 4 前3項の取扱いについては、別に定める。

第46条 停学に処せられた者の授業料は徴収するものとする。

第47条 行方不明、その他やむを得ない事情がある者の授業料は、所定の手続により徴収を猶予することがある。

第48条 死亡又は行方不明、あるいは授業料の未納を理由として除籍を命ぜられた者の未納の授業料は全額を免除することがある。

第49条 授業料の納付期限以前に休学又は退学の許可を受けた者の授業料の全額又はその一部を免除することがある。

- 2 前項の取扱いについては別に定める。
- 3 各学期の途中で復学する者のその期の授業料は、復学当月から当該学期末までの月割計算により復学の際徴収する。

第50条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により授業料の全額若しくはその一部を免除又は徴収猶予することがある。

- 2 前項の取扱いについては別に定める。

第51条 削除

第52条 削除

第8章 大学院

第53条 本学に、組織運営規程の定めるところにより、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第9章 外国人留学生

第54条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流学生

第55条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項により入学した者には、第34条の規定を準用し、単位を与える。

3 その他科目等履修生については、別に定める。

第56条 特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生については、別に定める。

第57条 他の大学の学部学生で、当該大学との協定に基づき、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生については、別に定める。

第57条の2 本学以外の国内外の教育施設に学生として在学中である者で、本学の教員から特定の事項について、指導又は助言を受け本学で研究又は研修等を行うことを志願するものがあるときは、短期交流学生として受入を許可することがある。

2 短期交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 懲戒

第58条 学長は、学生が本学の諸規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学内の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 寄 宿 舎

第59条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規定は、別に定める。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 第4条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科の平成16年度から平成18年度までの3年次編入学員及び収容定員は、次のとおりとする。

区分 \ 年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
3年次編入学定員	—	—	10
収容定員	25	50	85

- 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学の在学者となった者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学び編入学する者の教育課程の履修については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この学則の施行前に廃止前の東京医科歯科大学学則（昭和27年学規第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この学則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月23日規程第2号）

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月28日規程第1号）

- この学則は平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年3月31日において現に本学に在学する者（以下在学者という。）及び平成18年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の第39条、別表（1）及び別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則（平成19年3月29日規程第3号）

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成19年3月31日において現に本学に在学する者（平成18年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月16日規程第1号）

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の平成20年度から平成22年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科・専攻	収 容 定 員		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学部保健衛生学科			
看護学専攻	215	210	215
検査技術学専攻	135	130	135
歯学部口腔保健学科	118	116	118

附 則（平成20年3月26日規程第5号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日において現に本学に在学する者（平成18年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び20年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）及び別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年1月8日規程第1号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正前に、本学に4年以上在学し、引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に入学するため、平成21年4月1日より休学を願い出ている者については、改正後の東京医科歯科大学学則第25条の2の規程を適用する
- 3 この学則の施行の際限に本学に4年以上在学し、引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に入学するため、退学した者が再び入学を志願する場合の取扱いは、なお従前の例による。
- 4 平成21年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学する者については、改正後の別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日規程第3号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成21年度から平成25年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収 容 定 員				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部医学科	480	490	500	510	520

- 3 平成21年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）及び別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成21年4月1日以降に歯学部口腔保健学科に3年次編入学する者については、改正後の別表（2）の規定を適用する。

附 則（平成21年12月18日規程第9号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規程第3号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成22年度から平成26年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収 容 定 員				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部医学科	500	520	540	560	580

- 3 平成22年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月4日規程第1号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成23年度から平成27年度までの収容定員は、次のとおりとする。

区分	年度	収 容 定 員				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度

収容定員	525	550	575	600	615
------	-----	-----	-----	-----	-----

3 改正後の第4条の規定にかかわらず、歯学部歯学科の平成23年度から平成27年度までの収容定員は、次のとおりとする。

区分	収容定員				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収容定員	358	346	334	322	320

4 改正後の第4条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科の平成23年度から平成25年度までの収容定員は、次のとおりとする。

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	口腔保健衛生学専攻	収容定員	115	110
口腔保健工学専攻	2年次編入定員		5	5
	収容定員	10	25	40

附 則（平成23年6月30日規程第6号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第3号）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成24年度から平成27年度までの編入学定員等は、次のとおりとする。

区分	年度			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
編入学定員	5（2年次編入） 5（3年次編入）	5（2年次編入）	5（2年次編入）	5（2年次編入）
収容定員	555	580	605	620

3 平成24年度においては、改正後の第14条の「2年次」は「3年次及び2年次」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年9月28日規程第8号）

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日規程第2号）

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成25年度から平成29年度までの収容定員は、次のとおりとする。

区分	年度				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収容定員	581	607	623	629	630

附 則（平成27年3月30日規則第51号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第4号）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月11日規程第7号）

この学則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則（平成28年12月12日規程第11号）

この学則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日規程第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月1日規程第1号）

この学則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規程第2号）

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の令和2年度から令和8年度までの入学定員等は、「地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増加について（令和元年9月2日付け元文科高第391号・医政医発0902第3号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、次のとおりとする。

区分	年度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	100	100	85	85	85
編入学定員	5（2年次編入）	5（2年次編入）	5（2年次編入）	5（2年次編入）	5（2年次編入）
収容定員	630	629	613	597	581

区分	年度	
	令和7年度	令和8年度
入学定員	85	85
編入学定員	5（2年次編入）	5（2年次編入）
収容定員	565	550

附 則（令和2年11月10日規程第9号）

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻の令和3年度の収容定員は、次のとおりとする。

区分	年度
	令和3年度
収容定員	94

附 則（令和3年3月24日規程第6号）

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月21日規程第10号）

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月17日規程第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の令和4年度から令和9年度までの入学定員等は、「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日付け3文科高第501号・医政発0816第9号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、次のとおりとする。

年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	100	85	85	85	85	85
編入学定員	5（2年次 編入）	5（2年次 編入）	5（2年次 編入）	5（2年次 編入）	5（2年次 編入）	5（2年次 編入）
収容定員	628	612	596	580	565	550

附 則（令和4年3月28日規程第6号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月11日規程第12号）

- 1 この学則は令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東京医科歯科大学全学共通科目履修規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 2 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 東京医科歯科大学における全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）の履修に関しては、東京医科歯科大学学則（平成 16 年規程第 4 号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第 2 条 全学共通科目における授業科目は、次の 4 系をもって編成する。

- 自由教育講義系
- 自由教育実習系
- 自由教育セミナー系
- 基礎教育系

(授業科目及び単位数)

第 3 条 前条の各系に属する授業科目及び修得すべき単位数等は、別表 1 に定めるとおりとする。

2 前項の授業科目及び修得すべき単位数等は、教養部教授会の意見を聴いて学長が定めるものとする。

(1 単位当たりの授業時間)

第 4 条 学則第 36 条に定める 1 単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間
 - (2) 実験及び実習については、30 時間から 45 時間
- 2 前項の授業時間の設定においては、次の事項に配慮しなければならない。
- (1) 学習目標を十分に満たすこと
 - (2) 履修時間及び自主的学修時間の確保

(履修届)

第 5 条 学生は、別に定める授業科目の中から、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

(定期試験)

第 6 条 履修した授業科目については、試験を行う。

2 前項の規定にかかわらず、実験、実習を伴う授業科目又は試験を行うことが困難な授業科目等で、平常の学修の成果を評価して成績を与えることが適切と認められる場合には、試験によらず、指定した課題についての報告等をもって試験に代えることができる。

3 第 1 項の試験については、別に定める。

4 試験に合格したときは、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第 7 条 履修した授業科目の成績については、別表 2 により学習の評価を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に該当する授業科目のうち、第1項により難しい場合の学習の評価は、別表3により行う。
- 3 第1項及び第2項の学習の評価に、平常の学修の成果を加味することができる。
- 4 教養部長は、学習の評価の結果を学生に通知する。

(再履修)

第8条 前条により、「不可」又は「不合格」の評価を得た授業科目については、所定の手続きにより再履修することができる。

(懲戒)

第9条 教養部長は、懲戒に相当すると思われる行為があったときは、学則第58条に定める懲戒の手続きをとるものとする。なお、手続きについては別に定める。

(進級要件)

- 第10条 別表1(1)に定める単位をすべて修得しなければ、第2学年に進級することができない。
- 2 別表1(2)に定める単位をすべて修得しなければ、第3学年に進級することができない。
- 3 医学部保健衛生学科看護学専攻を除き、別表1(3)に定める単位をすべて修得しなければ、第4学年に進級することができない。
- 4 医学部保健衛生学科看護学専攻においては、別表1(4)に定める単位をすべて修得しなければ、卒業することはできない。
- 5 医学部医学科及び歯学部歯学科においては、別表1(5)に定める単位をすべて修得しなければ、第6学年に進級することができない。
- 6 全学共通科目の単位の認定については、教養部教授会の議を経て、教養部長がこれを行う。
- 7 教養部長は、前項の認定の結果について各学部長に通知する。
- 8 2年以内に、別表1(1)に定める単位をすべて修得することができない学生は、特別に考慮すべき事由のない限り、学則第33条第1項第1号に規定する「成業の見込みがない」者として、同条により除籍する。ただし、当該期間には、休学の期間を算入しない。
- 9 前項の場合において、大学は、教授会等における審議を行う前に、除籍の対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 10 第8項の場合において、教授会等における審議の後、当該学生から不服が申立てられた場合で、教養部長が再審議の必要性があると判断したときは、教養部長は、教務委員会等に再度審議を行わせるものとする。

(歯学部口腔保健学科編入学生の履修)

第11条 学則第18条及び第18条の2に定める歯学部口腔保健学科編入学生の全学共通科目に係る履修については、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、全学共通科目の履修に関する必要な事項は、教養部教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学の在学者となったもの（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学及び編入学する者の教育課程の履修については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）および平成18年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第8号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日規則第11号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日規則第40号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月4日規則第14号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月25日規則第3号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月4日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第72号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日において現に本学に在学する者が履修した科目の学習の評価については、次のとおり読み替えるものとする。

評価区分	評価
秀	A+
優	A

良	B
可	C
不可	D

附 則（平成29年3月31日規則第53号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者という。」）及び平成29年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年5月1日規則第31号）

この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年10月23日規則第108号）

この規則は、令和元年10月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第138号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第52号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者という。」）及び令和3年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者の修得すべき単位数については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年10月11日規則第131号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者という。」）及び令和5年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者の修得すべき単位数については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

(1)第1学年

授業科目			修得すべき単位数						備考	
			医学部			歯学部				
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科			
				看護学 専攻	検査技 術学専 攻		口腔保 健衛生 学専攻	口腔保 健工学 専攻		
自由教育講義系	人文学・社会科学	人文社会科学概論	2	2	2	2	2	2	必修 科目	
		国際地域文化入門	2	2	2	2	2	2		
		哲学	6 (注2)	6 (注2)	6 (注2)	6 (注2)	6 (注2)	6 (注2)	6 (注2)	選択 科目 1科目 2単位 3科目 以上を 選択
		倫理学								
		心理学								
		宗教学								
		芸術								
		歴史学								
		民俗学								
		科学史								
		文学								
		法学								
		政治学								
		経済学								
		社会学								
		社会心理学								
		社会思想史								
		文化人類学								
	Japanese Culture and Society									
	グローバル教養科目 (注1)									
人文社会科学特論(注 1)										
フジカルウェルビー イング	フィジカルウェルビー イング									
	フィットネスマネジメント									

外国語	ドイツ語Ⅰ							
	ドイツ語Ⅱ							
	フランス語Ⅰ							
	フランス語Ⅱ							
	中国語Ⅰ							
	中国語Ⅱ							
	スペイン語Ⅰ							
	スペイン語Ⅱ							
	日本語Ⅰ(注5)							
	日本語Ⅱ(注5)							
	英語Ⅰ	6	6	6	6	6	6	必修 科目
自然科学	物理学入門	1		1	1			選択 科目
	生物学入門	(注3)		(注3)	(注3)			
	化学入門							
	数学Ⅰ	1		1	1			必修 科目
	物理学Ⅰ	1		1	1			
	数学Ⅱ	1			1			医学 科・歯 学科 は、選 択科 目。検 査技術 学専攻 は、必 修科 目。
	物理学Ⅱ	(注4)		1	(注4)			
	統計学		1	1		1	1	必修 科目
	化学	2		2	2			
	化学基礎		1			1	1	
	生物学	2		2	2			
生物学基礎		2			2	2		
サイエンスPBL入門	1.5			1.5				

自由教育実習系		科学基礎実験		1	1		1	1	必修科目
		自然科学実験	2			2			
Ⅰ系 自由教育セミナー	共通領域	教養選択科目(注1)	1	1	1	1	1	1	必修科目
		教養基礎セミナー	2	2	2	2	2	2	
基礎教育系		グローバル教養総合講座	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
		情報科学		1	1		1	1	
		情報処理	1			1			
第1学年 小計			33	26.5	31.5	33	26.5	26.5	

(注)

- 1 詳細は、全学共通科目教育要項に定める。
- 2 3科目(6単位)のうち、人文科学・社会科学科目から1科目(2単位)以上、外国語科目から1科目(2単位)以上を選択する。
- 3 医学部医学科、保健衛生学科検査技術学専攻及び歯学部歯学科の学生については物理学入門、生物学入門、化学入門のうちから1科目(1単位)を選択する。
- 4 医学部医学科及び歯学部歯学科の学生については数学Ⅱ、物理学Ⅱのうちから1科目(1単位)を選択する。
- 5 外国人留学生のみ履修できる。

(2)第2学年

授業科目			修得すべき単位数						備考	
			医学部			歯学部				
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科			
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻		
ミナー系	自由教育セ	共通領域	教養セミナーⅠ	1	1	1	1	1	1	必修科目
第2学年 小計			1	1	1	1	1	1		

(3)第3学年

授業科目			修得すべき単位数					備考		
			医学部			歯学部				
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科			
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻		口腔保健工学専攻	
ミナー系	自由教育セ	共通領域	教養セミナーⅡ	1		1	1	1	1	必修科目
第3学年 小計				1		1	1	1	1	

(4)第4学年

授業科目			修得すべき単位数					備考		
			医学部			歯学部				
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科			
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻		口腔保健工学専攻	
ミナー系	自由教育セ	共通領域	教養セミナーⅡ		1					必修科目
第4学年 合計					1					
全学共通科目 合計				35	28.5	33.5	35	28.5	28.5	

(5)第5学年

授業科目			修得すべき単位数		備考	
			医学部	歯学部		
			医学科	歯学科		
ミナー系	自由教育セ	共通領域	教養セミナーⅢ	1	1	必修科目
第5学年 合計			1	1		
全学共通科目 合計			36	36		

(6)自由科目

授 業 科 目			修 得 す べ き 単 位 数						備 考
			医 学 部			歯 学 部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学 専攻	検査技 術学専 攻		口腔保 健衛生 学専攻	口腔保 健工学 専攻	
自由教育セミナー系	共通領域	教養自由セミナーⅠ	1	1	1	1	1	1	第4 学年 で履 修す る。た だし、 看護 学専 攻は 第3 学年 で履 修す る。
		教養自由セミナーⅡ	1			1			第6 学年 で履 修す る。
合計			2	1	1	2	1	1	

別表2

摘要	評価基準	評価	単位認定
第7条第1項に該当する授業科目	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した	A+	合格
	当該科目の到達目標を全て達成した	A	
	当該科目の到達目標を概ね達成した	B	

	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した	C	不合格
	当該科目の到達目標を達成していない	D	
	到達目標の達成度を評価できない	F	

別表3

摘要	評価基準	評価	単位認定
第7条第2項に該当する授業科目	当該科目の到達目標を達成している	合格	合格
	当該科目の到達目標を達成していない	不合格	不合格

東京医科歯科大学試験規則

平成 23 年 4 月 1 日
規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京医科歯科大学における全学に共通する教育科目及び専門に関する教育科目（以下「授業科目」という。）の試験に関して、東京医科歯科大学学則（平成 16 年規程第 4 号。以下「学則」という。）、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成 16 年規則第 217 号。）及び東京医科歯科大学学部専門科目履修規則（平成 22 年規則第 41 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(試験の種類)

第 2 条 試験は、本試験、追試験及び再試験とする。

(試験の方法)

第 3 条 試験は、筆答試験、コンピュータ活用試験、口答試験及び実地試験のいずれかによって行う。

(本試験)

第 4 条 本試験は、定期試験及び共用試験をいう。

2 共用試験は、医学部医学科及び歯学部歯学科において行う。

(定期試験)

第 5 条 定期試験とは、履修した授業科目について行う試験をいう。

2 定期試験の実施日時は、試験実施日の 2 週間前までに公示する。

3 定期試験を受験することのできる者は原則として次のとおりとする。

(1) 講義及び演習 当該授業科目の授業時間数の 3 分の 2 以上履修した者

(2) 実習 当該授業科目の授業時間数の 4 分の 3 以上履修した者

4 定期試験の結果は、公示する。

5 第 3 項に定めるもののほか、定期試験の受験資格に関し必要な事項は、医学部、歯学部又は教養部（以下「部局」という。）において別に定めることができる。

(共用試験)

第 6 条 共用試験とは、知識・問題解決能力を主として評価する多肢選択形式のコンピュータ活用試験（C B T）及び技能・態度を主として評価する客観的臨床能力試験（O S C E）をいう。

2 共用試験の実施日時は、試験実施日の 2 週間前までに公示する。

3 共用試験を受験することのできる者は医学部医学科及び歯学部歯学科において

別に定める。

4 共用試験の結果は、公示する。

(追試験)

第7条 追試験とは、病気、その他止むを得ない理由により本試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。ただし、追試験は原則として1回限りとする。

2 追試験を受験しようとする者(以下「追試験申請者」という。)は、所定の受験申請書に医師の診断書等の証明書類を添えて、本試験終了後原則として5日以内に医学部長、歯学部長又は教養部長(以下「学部長等」という。)に願い出て、許可を受けなければならない。

3 学部長等は、前項の申請について、教育委員会又は教務委員会と協議のうえ、その可否を決定し、追試験申請者に通知するものとする。

4 追試験受験決定が否の場合は、本試験を不合格とする。

5 試験の結果は、公示する。

6 第2項に定めるもののほか、追試験の申請に関し必要な事項は、部局において別に定めることができる。

(再試験)

第8条 再試験とは、本試験又は追試験を受験し、不合格となった者に対し行う試験をいう。ただし、再試験は、原則として1回限りとする。

2 再試験の実施日時は、指定の期日までに公示する。

3 再試験は当該学部長等の判断により、受験を許可しないことがある。

4 再試験受験決定が否の場合は、当該授業科目を不合格とする。

5 試験の結果は、公示する。

6 第3項に定めるもののほか、再試験の許可に関し必要な事項は、部局において別に定めることができる。

(試験の成績)

第9条 本試験、追試験及び再試験による成績については、科目責任者が100点満点で採点し、60点以上を「当該科目の到達目標のうち最低限を達成した」ものとして合格とする。

2 共用試験の成績については、前項の規定にかかわらず、医学部医学科及び歯学部歯学科において別に定める。

(成績の報告)

第10条 科目責任者は、本試験、追試験及び再試験について所定の用紙に採点結果を記入し、指定の期日までに当該学部長等に報告しなければならない。

2 医学科教育委員会委員長又は歯学科教育委員会委員長は、共用試験について所定の用紙に採点結果を記入し、指定の期日までに当該学部長に報告しなければならない。

(罰則)

第11条 試験において不正行為があったときは、学則第58条の規定による懲戒の手続きをとるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、試験に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学医学部試験規則（平成16年規則202号）は廃止する。
- 3 東京医科歯科大学歯学部試験規則（平成16年規則214号）は廃止する。
- 4 この規則は、平成23年3月31日において現に医学部または歯学部 に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降在学者が所属する学年に再入学、転入学するものについては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の東京医科歯科大学医学部試験規則または東京医科歯科大学歯学部試験規則の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第74号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

東京医科歯科大学学習の評価及び再履修についての教養部申合せ

平成23年 9月21日
教養部教授会承認

(趣旨)

第1条 この申合せは、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成16年規則第217号。以下「履修規則」という。）第12条に基づき、全学共通科目の学習の評価及び再履修について必要な事項を定めるものとする。

(学習の評価)

第2条 教員は、履修規則別表1に定める授業科目毎に100点満点で採点し、別に定める成績評価表（以下「評価表」という。）にその最終成績を記入し、履修規則別表2のとおり学習の評価を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、履修規則第7条第2項に該当する科目については、履修規則別表3のとおり学習の評価を行う。
- 3 第1項及び前項の学習の評価に、通常の学習の成果を加味することができる。
- 4 教員は、東京医科歯科大学試験規則（平成23年規則第1号。）第5条第3項の要件を満たしていない者を履修放棄とみなし、評価表に最終成績を記入する。
- 5 複数学期にわたって開設される科目の中間成績については、教員がこれを管理する。
- 6 再試験を行った科目の成績は、原則60点を上限とする。ただし、シラバスに明記した場合は60点以上とすることもできる。
- 7 学習の評価について異議がある学生は、所定の期日までに「教養部成績評価異議申し立て書」（別紙）を教養教務・支援係に提出しなければならない。

(GP)

第3条 教養部においては履修規則第7条第2項に該当する科目以外の成績は100点満点で付与するが、GP（Grade Point）で成績を評価する場合は、次のとおりとする。

成績評価	A+	A	B	C	D	F
GP	4.0	3.5	3.0	2.0	1.0	0.0
成績区分	90点以上	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下	評価不能

- 2 次の場合については、教養部における GPA（Grade Point Average）の計算式には算入しない。
 - (1) 履修規則第7条第2項に該当する科目
 - (2) 東京医科歯科大学学部専門科目履修規則（平成22年規則第41号）第5条第1項に基づき単位認定された科目（部分認定された場合は、その当該単位）
 - (3) 全学共通科目の単位認定についての申し合わせ（平成17年教養部申し合わせ）第6項に基づき単位認定された科目

(再履修)

第4条 履修規則第7条に基づき評価した結果、必修科目及び自然科学系の選択科目が不合格となった場合は、学生は当該科目を再履修しなければならない。

- 2 必修科目のうち共通領域セミナー科目が不合格となった場合は、共通領域セミナー科目として開講される科目から、当該科目を再履修する又は新たな科目を履修することで不足単位を満たすことができる。
- 3 人文社会科学科目が不合格となった場合は、当該科目を再履修する又は人文社会科学科目の新たな

選択科目を履修することで不足単位を満たすことができる。

- 4 英語を除く外国語が不合格となった場合は、当該科目を再履修する又は英語を除く外国語の新たな選択科目を履修することで不足単位を満たすことができる。
- 5 再履修する授業科目は、当該科目あるいは代替科目とするが、不合格となった科目と同一年度に、再履修することはできない。
- 6 複数の学習領域に分かれている科目については、担当教員が一部の学習領域を合格と認めた場合、他の学習領域のみを再履修することで、当該科目の再履修とみなすことができる。ただし、再履修する授業科目の開講学期は変更することができず、かつ当該科目が開講されている学期を休学した場合は当該科目の単位を取得することはできない。
- 7 再履修する授業科目の成績及び評価については、履修規則第7条に基づき行う。

附 則（平成23年 9月21日教養部教授会承認）

- 1 この申合せは、平成23年 9月21日から施行し、平成23年 4月 1日から適用する。
- 2 平成23年 3月31日において、現に本学に在学する者に係る学習の評価及び再履修については、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年 4月18日教養部教授会承認）

この申合せは、平成24年 4月18日から施行し、平成24年 4月 1日から適用する。

附 則（平成24年12月 5日教養部教授会承認）

この申合せは、平成24年12月 5日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則（平成25年 5月 1日教養部教授会承認）

この申合せは、平成25年 5月 1日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則（平成25年11月20日教養部教授会承認）

この申合せは、平成25年11月20日から施行し、平成25年 9月30日から適用する。

附 則（平成28年3月2日教養部教授会承認）

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 4月19日教養部教授会承認）

- 1 この申合せは、平成29年 4月19日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に在学する者の属する学年に再入学、転入学又は編入学した者については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年 2月21日教養部教授会承認）

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 4年 3月16日教養部教授会承認）

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

(別紙)

年 月 日

教養部成績評価異議申し立て書

学 部 _____

学科・専攻 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

授 業 科 目 名		担 当 教 員	
(問い合わせ内容)			
担当教員への連絡	年	月	日に にて連絡
(教員の回答)	年	月	日
学 生 へ の 連 絡	年	月	日に連絡
担 当 教 員 か ら 教 務 係 へ の 連 絡	成績訂正：有（訂正後の成績 _____）・ 無 年 月 日 氏名 _____ 印		
教養教務・支援係 確 認 欄	年	月	日

東京医科歯科大学試験についての教養部申合せ

平成23年9月21日
教養部教授会承認

(趣 旨)

第1条 この申合せは、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成16年規則第217号。以下「履修規則」という。）第6条第3項及び第9条並びに東京医科歯科大学試験規則（平成23年規則第1号。以下「試験規則」という。）第5条第5項、第7条第6項及び第8条第6項に基づき、教養部において実施する試験について必要な事項を定めるものとする。

(定期試験)

第2条 定期試験は、科目を履修した後に行うものとする。

- 2 試験規則第5条第3項に規定する受験資格と異なる条件を付す場合は、あらかじめシラバスに明示する。
- 3 複数の学習領域に分かれている科目は、各領域の履修終了ごとに考査を行い、その総合評価をもって定期試験に代えることができる。この考査の受験資格については、第2条第2項に準ずるものとする。

(追試験)

第3条 追試験は、定期試験終了後原則として2月以内に実施する。

- 2 後期において追試験を行う場合は、進級判定教授会の1週間前までに実施する。
- 3 第2条第3項に規定する考査については、定期試験に準じて追試験の規定を適用するものとする。

(再試験)

第4条 必修科目、選択科目については、再試験を行う。ただし、再試験を行わない科目については、実施しない旨をあらかじめシラバスに明示するものとする。

- 2 病気その他やむを得ない理由により再試験を受験できずその延期を願い出ようとする者は、所定の申請書に医師の診断書等の証明書類を添えて、再試験終了後原則として5日以内に教養部長に願い出て、再試験受験の延期の許可を受けなければならない。
- 3 教養部長は、前項の申請について、教務委員会と協議のうえ、その可否を決定する。
- 4 後期において再試験を行う場合は、進級判定教授会の5日前までに実施する。

(試験の監督)

第5条 試験の監督者は、試験開始から30分後に欠席調査を行う。それ以後の学生の試験室への入室、また試験開始後30分以内の退室を認めない。

2 試験終了後の答案用紙は監督者が回収し、枚数を確認して教養教務・支援係に提出する。

(不正行為時の対応)

第6条 試験中、不正行為を行った学生への対応は次の各号に掲げる手順により行う。

(1) 監督者は、不正行為を発見次第、直ちに受験を中止させるとともに、不正行為を行った学生を教養教務・支援係へ出頭させる。不正行為の証拠物件はその場で没収する。

(2) 教養教務・支援係は、教務委員会及び当該試験科目の出題者にその旨連絡するとともに、当該学生を待機させる。

(3) 教養教務・支援係から連絡を受けた教務委員は、出題者や関係教員等との協議の上、当該学生の面接を行い不正行為の事実が確認された場合には当該科目の試験を無効とし、懲戒の対象となることを通告し、教養部長及び学生委員長に報告をする。

(4) 教養部長は、前号の報告を受けたときは速やかに当該学部長に報告する。

2 試験後に不正が明らかになった学生への対応は前項第3号、第4号に掲げる手順により行う。

附 則 (平成23年9月21日教養部教授会承認)

1 この申合せは、平成23年9月21日から施行、平成23年4月1日から適用する。

ただし、第4条第1項から第3項については、平成24年4月1日入学者より適用する。

2 平成23年3月31日において、現に本学に在学する者に係る試験については、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 「東京医科歯科大学学習の評価及び定期試験についての教養部申合せ」(平成22年9月1日教養部教授会承認)は、廃止する。

4 「東京医科歯科大学再履修及び再試験についての教養部申合せ」(平成22年9月1日教養部教授会承認)は、廃止する。

5 「東京医科歯科大学追試験についての教養部申合せ」(平成22年9月1日教養部教授会承認)は、廃止する。

附 則 (平成24年4月18日教養部教授会承認)

この申合せは、平成24年4月18日から施行、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年10月16日教養部教授会承認）

この申合せは、平成25年10月16日から施行、平成25年8月30日から適用する。

附 則（平成26年2月5日教養部教授会承認）

この申合せは、平成26年2月5日から施行、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月4日教養部教授会承認）

この申合せは、平成27年3月4日から施行する。

附 則（平成28年3月2日教養部教授会承認）

この申合せは、平成28年3月2日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成30年2月21日教養部教授会承認）

この申合せは、平成30年2月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

東京医科歯科大学学部教育におけるGPA制度 取り扱いに関する要項

平成28年3月31日
制 定

(目的)

第1条 東京医科歯科大学の学部教育におけるGPA (Grade Point Average) 制度の運用については、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則 (平成16年制定)、東京医科歯科大学医学部医学科専門科目履修内規 (平成23年制定)、東京医科歯科大学医学部保健衛生学科履修内規 (平成23年制定)、東京医科歯科大学歯学部歯学科専門科目履修内規 (平成23年制定)、東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科専門科目履修内規 (平成23年制定) に定めるほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、GPAとは、個々の学生の学習到達度をはかる数値で、履修登録した科目毎の評価 (A⁺, A, B, C, D, F) を4から0までの点数に置き換えて単位数を掛け、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均点とする。

2 GPA対象授業科目は、次の各号を除く授業科目とする。

- (1) A⁺, A, B, C, D, Fによる学習の評価を行わない科目
- (2) 他大学等で単位を修得し、本学として学習の評価を行わず「認定」とした科目
- (3) 卒業要件に含まない科目のうち学生が申請して学科等が認めた科目 (成績表ではGPA除外科目として明示される)
- (4) GPAへの算入が適当でないと学科等が認めた科目 (シラバスおよび成績表ではGPA除外科目として明示される)

(学習の評価及びGP)

第3条 学習の評価及びGrade Point (GP) は、次のとおりとする。

評価	GP	評価基準
A ⁺	4.0	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
A	3.5	当該科目の到達目標を全て達成した
B	3.0	当該科目の到達目標を概ね達成した
C	2.0	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
D	1.0	当該科目の到達目標を達成していない
F	0.0	到達目標の達成度を評価できない

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学年に履修した第2条第2項に定めるGPA対象授業科目につい

て、「当該年度のGPA」、「累積GPA」に区分し、各区分は次に定める方法により計算するものとする。

＊ GPAの計算式

$$\text{当該年度の GPA} = \frac{(4 \times A^+ \text{取得単位数} + 3.5 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 1 \times D \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})}{\text{当該年度の総履修登録単位数}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{(4 \times A^+ \text{取得単位数} + 3.5 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 1 \times D \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})}{\text{総履修登録単位数}}$$

- 2 前項の計算式において、総履修登録単位数には不可となった科目の単位を含むが、履修取消とした科目の単位は含まない。
- 3 計算値は四捨五入して少数第2位まで求めるものとする。

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学年ごとに所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

(成績証明書への記載)

第6条 成績証明書への記載は、累積GPAを使用する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、GPA制度の実施に関して必要な事項は、各学科等において、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
平成27年度以前入学者についても、GPAを計算する場合は、秀をA⁺、優をA、良をB、可をC、不可をD、評価なしをFとみなし、適用する。

附 則 (平成30年9月6日制定)

この要項は、平成30年9月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

国立大学法人東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科編入学生の全学共通科目の履修に係る 申合せ

平成27年 1月21日
教養部教授会制定

(趣旨)

第1条 この申合せは、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成16年規則第217号。以下「履修規則」という。）第11条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(単位認定)

第2条 教養部長は、本学歯学部口腔保健工学専攻2年次に編入学を予定する者（以下本条において「編入学予定者」という。）が本学に提出した成績証明書及び学習内容がわかるもの（シラバス等）に基づき、教養部教授会の議を経て、あらかじめ履修規則別表1（1）に定める単位を認定することができる。ただし、編入学予定者が学士号取得者の場合は、履修規則別表1（1）に定める全ての単位を認定するものとする。

2 編入学予定者が本学に入学しなかった場合の前項にて認定した単位は、取り消すものとする。

3 教養部長は、前項の場合を除き、第1項の認定の結果について歯学部長に通知する。

(成績)

第3条 前条第1項の単位認定の結果「合格」と判定された科目の評価区分は「認定」とする。

(修了要件)

第4条 口腔保健工学専攻2年次編入生は3年以内に、履修規則別表1（1）に定める単位をすべて修得することができない学生には、東京医科歯科大学学則第33条により除籍する。ただし、当該期間には、休学の期間を算入しない。

(雑則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この申合せは、平成27年1月21日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

2 平成26年12月31日以前に本学歯学部口腔保健学科に編入学した者については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月15日制定）

1 この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日以前に本学歯学部口腔保健学科に編入学した者については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月6日制定）

1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日以前に本学歯学部口腔保健学科に編入学した者については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

東京医科歯科大学における学生の懲戒に関する申合せ

平成20年2月8日
申 合 せ

1. 目的

この申合せは、東京医科歯科大学学則（以下「学則」という。）第58条の規定に基づく学生の懲戒に関し、基本的な考え方、手続、標準その他の必要な事項を定めることにより、その適正及び公正を図ることを目的とする。

2. 基本的な考え方

- (1) 学生に対する懲戒は、大学の規律、秩序を維持し、教育目的を達成するため、一定の事由の発生を要件として、学生に対して制裁を課すものである。
- (2) 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えたうえで行うものとする。
- (3) 懲戒の取扱いについては、刑事訴追の有無を処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

3. 懲戒の種類

懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

(1) 退学

退学は、学生の身分を失わせることである。

(2) 停学

- ① 停学は、一定の期間登校を禁止することである。
- ② 停学は、無期停学及び有期停学とする。
- ③ 有期停学の期間は6か月未満とする。
- ④ 停学期間は、在学年限に含め、修業年限には含めないものとする。ただし、短期間（1か月以内）の場合には、在学年限及び修業年限に含めることができる。
- ⑤ 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ解除することができない。
- ⑥ 停学期間には、学則第9条の「休業日」を含むものとする。

(3) 訓告

訓告は、懲戒対象行為について、注意を与え、将来にわたってそのようなことがないように戒めることである。

4. 謹慎

学生の当該行為が懲戒に該当することが明白であり、かつ、停学以上の懲戒がなされることが確実である場合は、部局長（医学部長、歯学部長又は教養部長をいう。以下同じ。）は、当該学生に懲戒決定前に謹慎を命ずることができる。この場合、謹慎の期間は特に定めないが、この間は当該学生の登校を禁止する。

なお、謹慎の期間はその全部又は一部を停学期間に通算することができる。

5. 停学期間中の措置

- (1) 停学期間中の学生に対して当該部局は、面談等により、更正に向けた指導を適宜行うものとする。
- (2) 前項に規定する面談等は、必要に応じカウンセラー等の専門家の協力を得て行うことができるものとする。
- (3) 停学期間中の休学の願い出は、受理しないものとする。

6. 懲戒の手続

(1) 調査委員会の設置

- ① 学部長は、懲戒に相当すると思われる学生の行為（以下「事案」という。）を知ったときは、直ちに学長に報告するとともに、当該学生が所属する学部教授会の議を経て、当該学部教授会の構成員で組織する調査委員会を設置するものとする。

なお、調査委員会には、事案により当該学部教授会の構成員以外の者を加えることができる。

- ② 調査委員会は、当該事案について、調査及び事実の確認を行い、懲戒に関する事実認定の報告書（様式1）を作成するものとする。

(2) 事情聴取等

- ① 調査委員会は、調査に当たり当該学生に対し事情聴取を行うものとする。ただし、学生が心身の故障、身柄の拘束、その他の事由により直接事情聴取を受けることができないときは、これに替えて文書による質問、照会等により事情聴取することができる。

- ② 調査委員会は、事情聴取に際し、当該学生に口頭又は文書により弁明する機会を与えるものとする。

(3) 調査等の結果の報告

調査委員会は、懲戒に関する事実認定の報告書を学部長に提出するものとする。

(4) 教授会審議

学部長は、調査委員会の報告に基づき、当該学部教授会において、懲戒の要否及び種類・程度を審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(5) 懲戒の決定

学長は、学部長の報告に基づき、懲戒の要否及び種類・程度を決定するものとする。

(6) 懲戒通知書の交付等

学部長は、学長の命により当該学生に対し懲戒通知書（様式2）を交付するものとする。

(7) 懲戒処分の告知及び告示

学長は、懲戒処分を決定したときは、通知書の交付をもって当該学生及び保証人に告知し、教育研究評議会に報告し、当該学生の所属、懲戒の種類及び事由を告示する。

(8) 懲戒に関する記録

懲戒処分を行ったときは、学籍簿の「特記事項」に記載するものとする。

(9) 退学願いの不受理

学部長は、懲戒の手続中の学生から自主退学の願い出があった場合は、これを受理しないものとする。

(10) その他

二つ以上の部局に関わる事案があるときは、当該部局長は相互に連絡協議するものとする。

7. 不服が申立てられた場合の手続

- (1) 懲戒を受けた学生は、その処分について、事実誤認、新事実の発見、処分の種類または内容等について異議がある場合には、懲戒通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内

に、学長に対し書面をもって不服申立てをすることができる。ただし、不服申立てにより懲戒の効力は停止しない。

- (2) 学長は懲戒を受けた学生から不服申立てがあった場合には、学部長に再審議を行わせることができる。
- (3) 学部長は、当該学部教授会に再審議をする旨を報告の上、新たな構成員で組織される調査委員会に再調査等を行わせるものとする。
- (4) 学長は、再調査等の結果に基づく処分内容を当該学生に通知しなければならない。

8. 無期停学の解除

- (1) 学部長は、無期停学処分を受けた学生について、指導教員等と協議し、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、当該学部教授会の議を経て、学長に申出るものとする。
- (2) 学長は、学部長の申出に基づき、無期停学の解除を決定するものとする。
- (3) 学部長は、学長の命により当該学生に対し停学解除通知書（様式3）を交付するものとする。

9. 試験の無効等

(1) 試験の無効

試験における不正行為を行った学生が受験した当該科目の試験は無効とする。

(2) 停学期間中の受験及び履修手続

停学期間中の受験は認めない。ただし、履修手続は可能とする。

10. 懲戒の標準は、別表のとおりとする。

11. 科目等履修生等の懲戒

この申合せの規定は、学則第10章及び第12章に規定する科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生並びに大学院研究生の懲戒について準用する。

12. 大学院学生の懲戒

大学院学生の懲戒については、この申合せの規定を準用する。この場合において、以下のよう
に字句を読み替えるものとする。

- (1) 「学部教授会」を「研究科運営委員会等」
- (2) 「学部長」、「部局長（医学部長、歯学部長、教養部長をいう。以下同じ。）」及び部局長を「研究科長等」
- (3) 「試験」を「試験（単位認定を目的とした定期試験をいう。）」
- (4) 様式2中、「東京医科歯科大学学則第58条」を「東京医科歯科大学大学院学則第60条の規定により準用する東京医科歯科大学学則第58条」

なお、この申合せにおける「大学院学生」には、大学院学則（平成16年4月1日規程第5号）第12章から第14章までに規定する聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生、科目等履修生を含むものとする。」

13. 守秘義務

学生の懲戒等に関する事項に関わった職員は、事実上知りえた情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

14. この申合せの改廃は、学生支援・保健管理機構運営委員会において行う。

附 則

この申合せは、平成20年2月8日から施行する。

附 則（平成24年2月24日制定）

- 1 この申合せは、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この申合せの施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成24年9月30日まで、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月21日制定）

この申合せは、平成28年10月21日から施行する。

附 則（平成30年2月20日制定）

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月13日制定）

この申合せは、平成30年12月13日から施行し、平成30年11月30日から適用する。

別表

懲戒の標準

・懲戒対象行為の標準的な例及び懲戒の種類は次の表のとおりとする。

懲戒対象行為の標準的な例	懲戒の種類
<p>1. 試験における不正行為</p> <p>(1) 代理（替玉）受験を行った場合又は行わせた場合</p> <p>(2) 許可されていないノート及び参考書等を参照した場合</p> <p>(3) 答案を交換した場合</p> <p>(4) その他、試験において不正行為を行った場合</p> <p>2. その他の懲戒対象行為</p> <p>(1) 殺人、傷害、強盗、放火、誘拐、窃盗、痴漢等の犯罪</p> <p>① 殺人、傷害、強盗、強姦、放火、誘拐等の犯罪を行った場合</p> <p>② 窃盗、詐欺、恐喝等の犯罪を行った場合</p> <p>③ 痴漢（のぞき見、盗撮等を含む）を行った場合</p> <p>(2) 交通事故・交通法規違反</p> <p>① 人身事故を伴う交通事故を起こした場合であって、次のいずれかに該当する場合であること</p> <p>（ア）ひき逃げ行為をしたとき</p> <p>（イ）その原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等悪質なとき</p> <p>（ウ）被害者を死に至らしめたとき（過失がない場合を除く）</p> <p>② 飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の重大な交通法規違反を犯した場合</p> <p>(3) ハラスメント等行為</p> <p>性的関係の強要、飲酒の強要、いじめや嫌がらせ、ストーカー行為を行った場合</p> <p>(4) 社会的モラルを問われる行為</p> <p>① 未成年者の飲酒</p> <p>② 未成年者に飲酒を勧めた場合・容認した場合</p> <p>③ 喧嘩、酩酊、喧騒等により、警察等に通報されるなど迷惑をかける行為</p> <p>④ その他本学の名誉・信用を失墜させる行為</p> <p>(5) 薬物犯罪</p> <p>違法薬物の売買又はその仲介、違法薬物の自己使用等を行った場合</p> <p>(6) 個人情報の漏えい</p> <p>授業又は実習・研修等で知り得た、教職員、学生及び患者の個人情報を漏らした場合</p> <p>① 情報の漏えいが故意の場合</p> <p>② 情報の漏えいが過失の場合</p> <p>(7) コンピュータ等の不正行為コンピュータ及びコンピュータネットワークの不正使用等並びにこれらを利用した不正行為</p> <p>(8) 本学の教育・研究活動を妨げる不正行為</p> <p>① 研究成果作成の際に論文やデータの捏造を行った場合</p> <p>② 剽窃を行った場合</p> <p>③ 知的財産を喪失させる行為又は妨げる行為を行った場合</p>	<p>退学</p> <p>停学</p> <p>停学</p> <p>停学又は訓告</p> <p>退学</p> <p>退学又は停学</p> <p>停学又は訓告</p> <p>退学又は停学</p> <p>退学、停学又は訓告</p> <p>退学、停学又は訓告</p> <p>停学又は訓告</p> <p>停学又は訓告</p> <p>停学又は訓告</p> <p>停学又は訓告</p> <p>退学又は停学</p> <p>退学又は停学</p> <p>停学又は訓告</p> <p>停学又は訓告</p> <p>退学、停学又は訓告</p> <p>退学、停学又は訓告</p> <p>退学、停学又は訓告</p> <p>退学、停学又は訓告</p> <p>退学、停学又は訓告</p> <p>退学、停学又は訓告</p> <p>退学又は停学</p> <p>停学又は訓告</p> <p>退学又は停学</p>

④ 学生の学修、研究及び正当な活動並びに教職員の業務を暴力、威力等の不当な手段によって妨害した場合	退学又は停学
<p>3. 再犯学生の懲戒</p> <p>過去に懲戒を受けた学生が、再び懲戒対象行為を行った場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、各標準を超える重い懲戒を行うことがある。</p>	

備考

- ・「標準的な例」に掲げられていない行為についても、懲戒の対象となる場合がある。
- ・「懲戒の種類」に掲げられていない種類の懲戒が課せられる場合もある。

国立大学法人東京医科歯科大学学生指導票交付要項

2018年8月1日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「大学」という。）における学生に対する指導票の交付については、原則として、この要項の定めるところによる。

(指導票)

第2条 大学は、改善が必要と認められる対象者に対し、指導票を交付することができる。

(対象者及び交付者)

第3条 指導票の対象者及び交付者については、原則として、次の表に掲げる者とする。

対象者	交付者
学生（学部学生及び大学院生をいう。）	国立大学法人東京医科歯科大学部局長等の任免に関する規則（平成27年規則第217号）に定める部局長等

(改善指導)

第4条 対象者を指導する地位にある者（以下「指導者」という。）は、対象者の修学状況に問題がある場合は、口頭指導により速やかな改善を図り、「指導記録」（別紙参考様式1）に、その経緯を記録する。

2 交付者は、前項の指導者による口頭指導によっても対象者の修学状況に改善が図られていないと認めた場合は、「経過報告書」（別紙参考様式2）を学長に提出した上で、対象者に対し、「指導票」（別紙参考様式3）を交付することができる。

3 指導者は、前項の指導票発行後においても、対象者の修学状況を確認し、必要に応じて、口頭指導を引き続き行い、「指導記録」（別紙参考様式1）にその経緯を記録する。

4 前各項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学長が交付者となって、指導票を交付することができるものとする。

附 則

この要領は、2018年8月1日から施行する。

VI. 建物配置図・教養部教員連絡先

国府台地区建物配置図



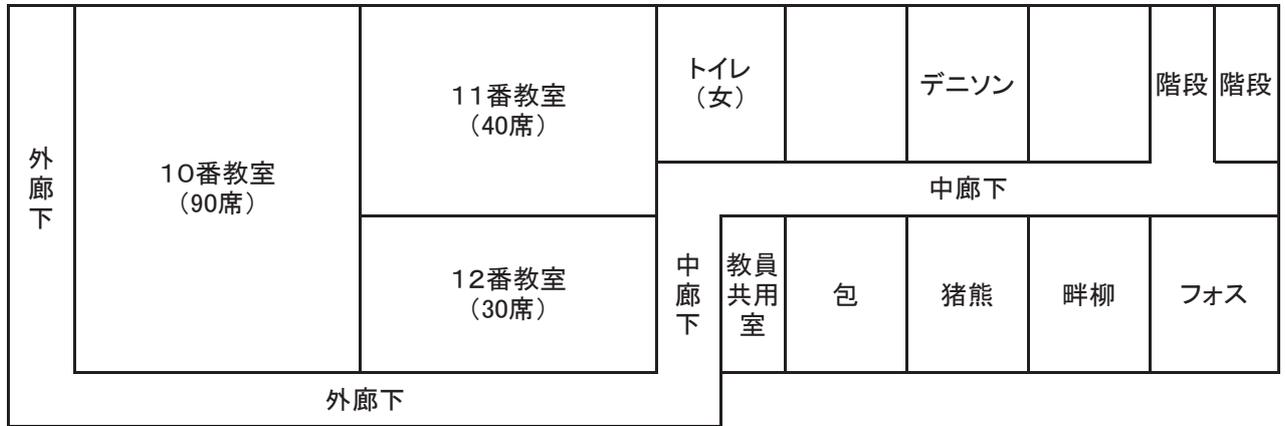
1	管理研究棟	6	武道館	11	国際学生宿舎
2	シャン・ドゥ・コースリー	7	サークル室	12	ヒポクラテスホール (校舎棟)
3	図書館分館	8	合宿研修所	13	13 番教室
4	体育館	9	弓道場		
5	里見寮	10	国際交流会館		

【教室・実習室配置場所】

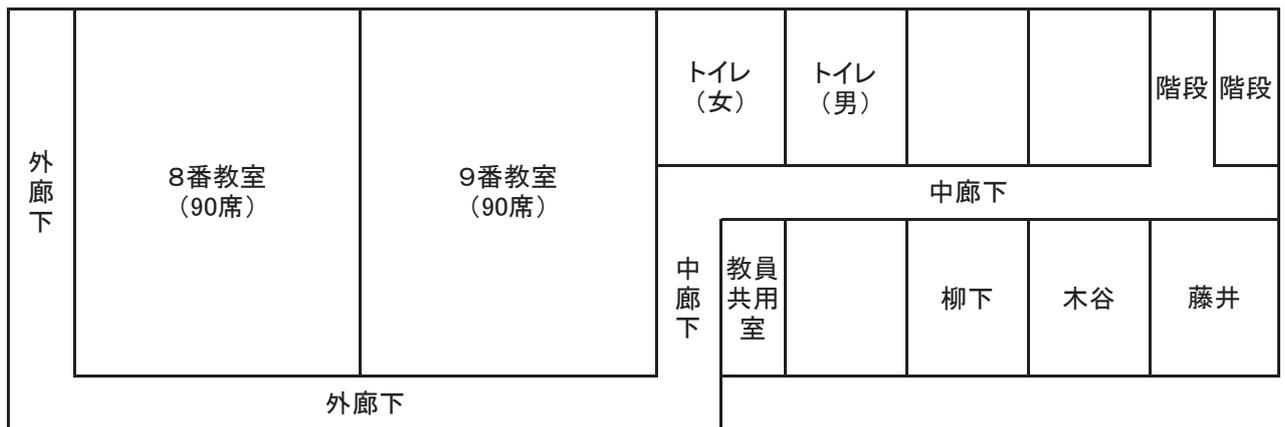
1～7 番教室 : 1 2 ヒポクラテスホール (校舎棟)
 計算機実習室・実験室 : 1 2 ヒポクラテスホール (校舎棟)
 8～12 番教室 : 1 管理研究棟

1 管理研究棟

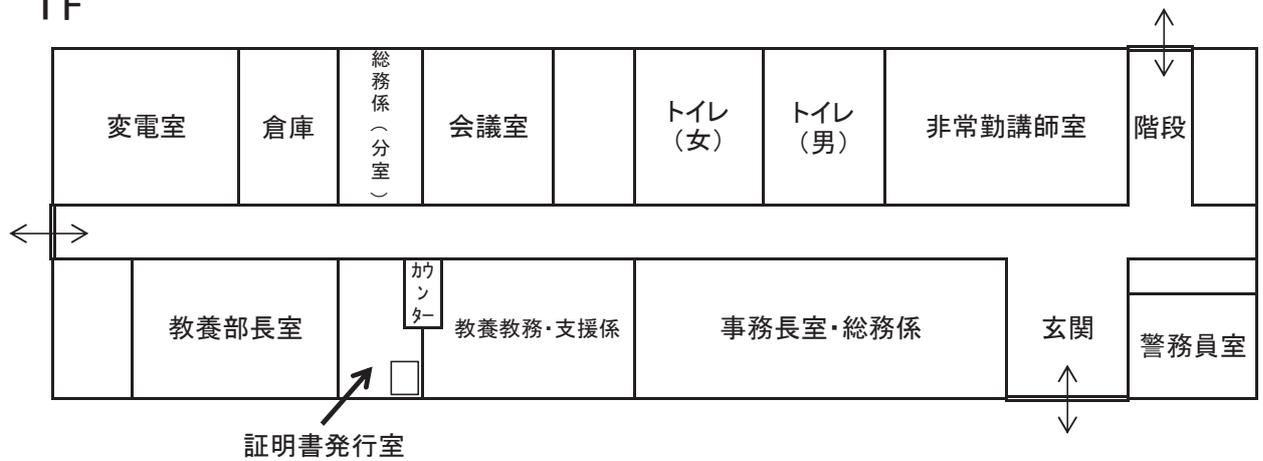
3F



2F



1F

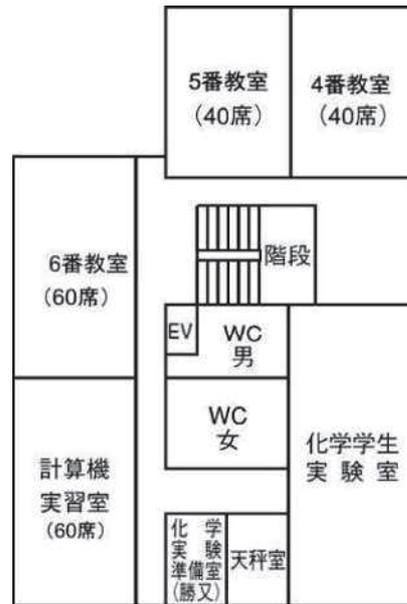


12 ヒポクラテスホール (校舎棟)

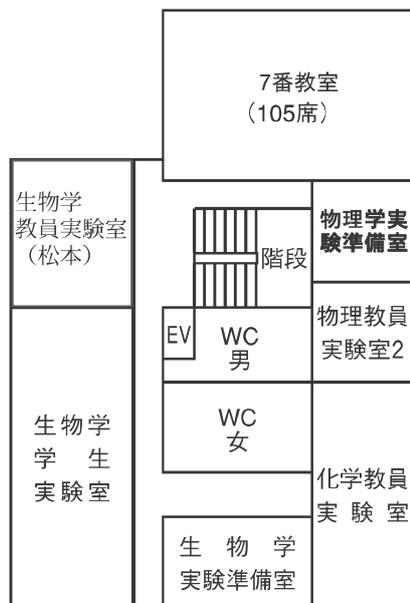
1 F



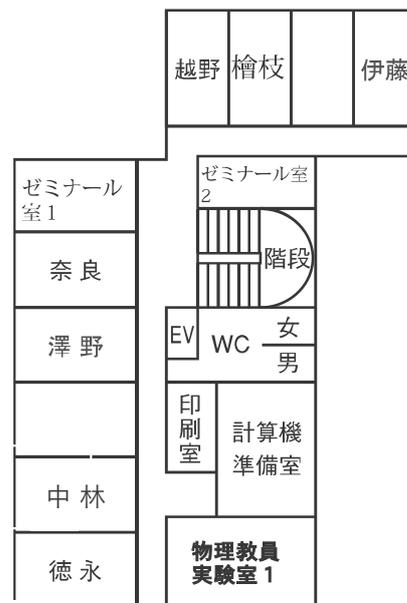
2 F



3 F

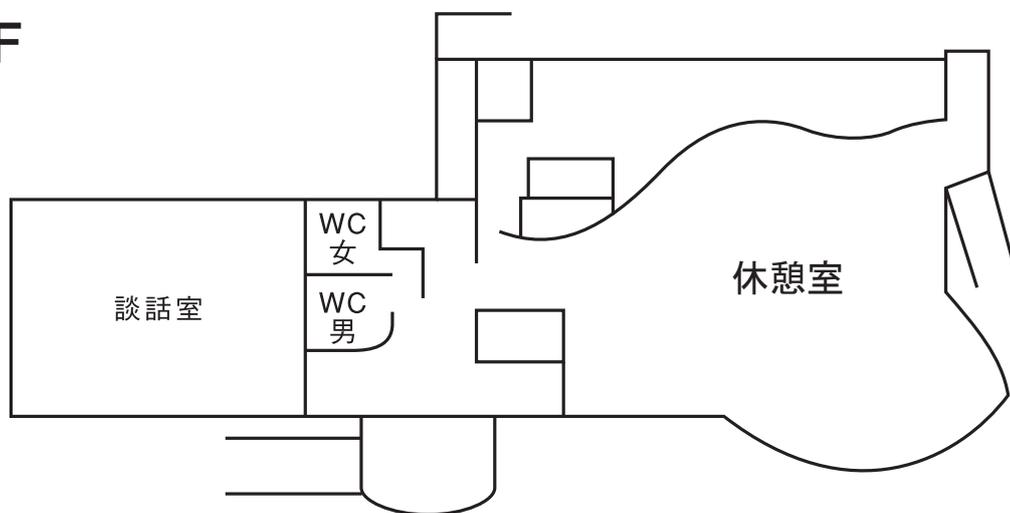


4 F

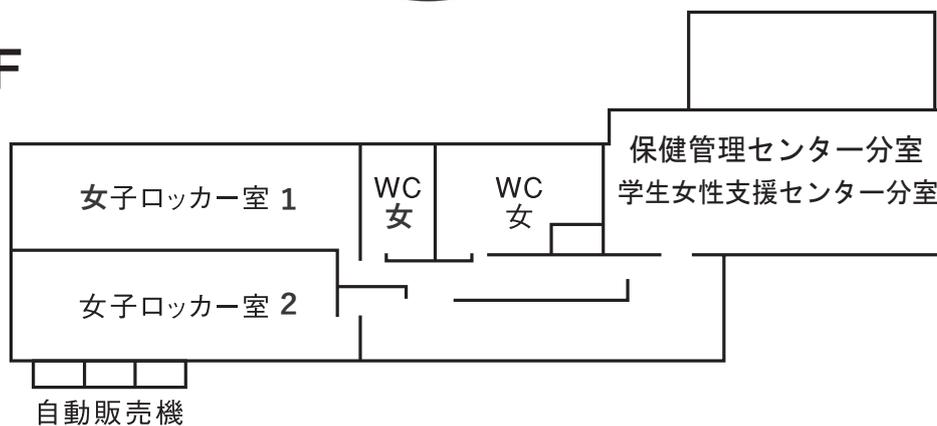


2 シャン・ドウ・コースリー

2 F



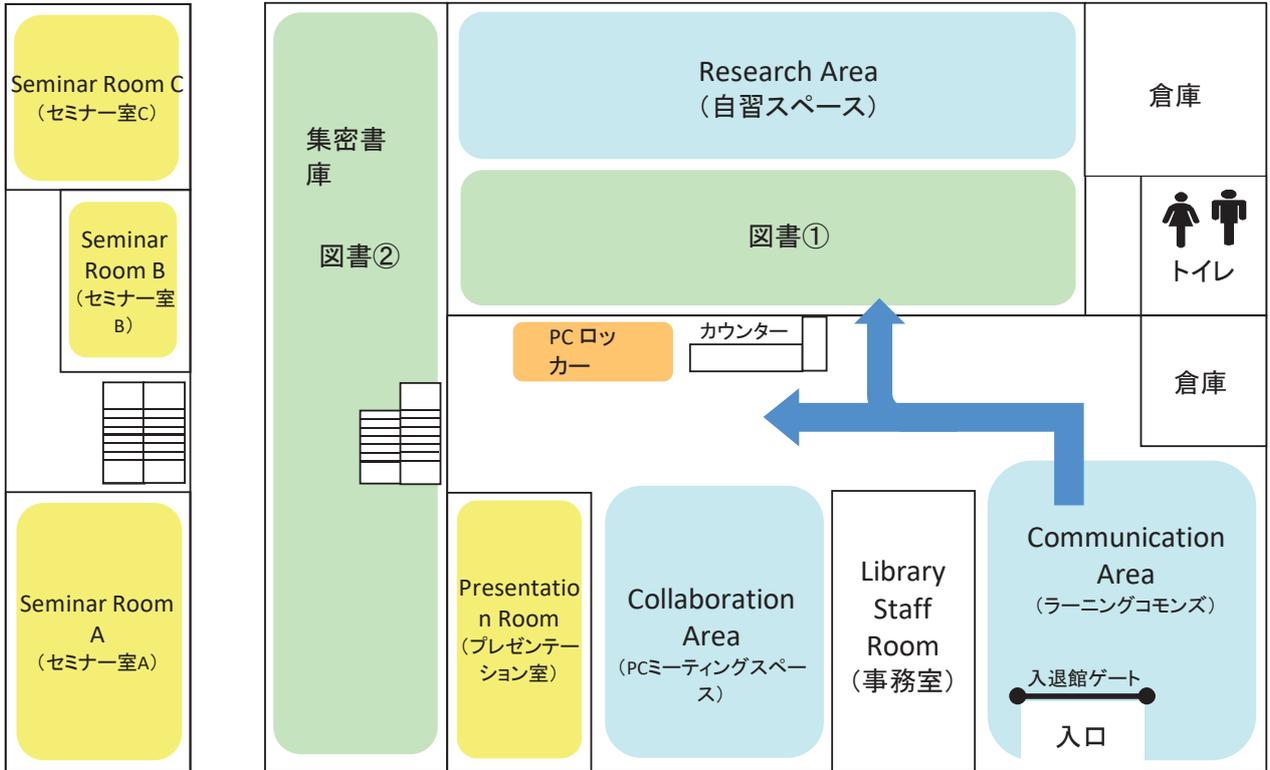
1 F



●図書館国府台分館

2階

1階



湯島地区建物配置図



1	1号館西	9	A棟	16	8号館北
2	2号館	10	B棟	17	21号館
3	1号館東	11	3号館	18	22号館
4	7号館	12	M&Dタワー	19	12号館
5	D棟北	13	5号館	20	23号館
6	D棟南	14	6号館		
7	10号館	15	8号館南		

湯島地区使用講義室一覧

共用講義室 1	12 : M&D タワー2F
共用講義室 2	12 : M&D タワー2F
医学科講義室 1	11 : 3号館 2階
医学科講義室 2	11 : 3号館 3階
症例検討室	10 : B棟 5F
保健衛生学講義室 1	11 : 3号館 18F
保健衛生学講義室 2	11 : 3号館 8F
保健衛生学講義室 3	11 : 3号館 8F
保健衛生学講義室 4	11 : 3号館 7F
歯学部第1講義室	4 : 7号館 1F
歯学部第2講義室	4 : 7号館 2F
歯学部第3講義室	4 : 7号館 2F
歯学部第4講義室	4 : 7号館 4F
歯学部第1ゼミナール室	3 : 1号館東 7F
歯学部第2ゼミナール室	3 : 1号館東 7F
歯学部第3ゼミナール室	3 : 1号館東 6F
歯学部第4ゼミナール室	4 : 7号館 6F
演習室	6 : D棟南 4F
歯学部特別講堂	6 : D棟南 4F
歯学部演習室 1～11	1 : 1号館西 6F
OH第1～3講義室	1 : 1号館西 7F
OH第4講義室	1 : 1号館西 8F
OE第1講義室	2 : 2号館 3F
OE第4講義室	2 : 2号館 2F

※ □内は前ページ建物番号に準ずる。

教養部授業担当教員(非常勤講師を除く)連絡先

2023年4月1日現在

氏名	分野	研究室	オフィスアワー	電話	メールアドレス	備考
木谷 真紀子	人文社会科学	管理研究棟2階	金 12:20～13:30	7111	makiko.las@tmd.ac.jp	
藤井 達夫	人文社会科学	管理研究棟2階	前期:金 12:20～13:20 後期:水 12:20～13:00	7115	fujii.las@tmd.ac.jp	
中林 潤	数学	ヒポクラテス4階	月・水・木・金 12:30～14:30	7117	nakab.las@tmd.ac.jp	
徳永 伸一	数学	ヒポクラテス4階	前期:月 12:20～13:20 後期:水 12:20～13:20	7118	tokunaga.las@tmd.ac.jp	注:教授会のある日は13時まで。
檜枝 光憲	物理学	ヒポクラテス4階	水 12:20～13:00	7120	hieda.las@tmd.ac.jp	
越野 和樹	物理学	ヒポクラテス4階	火 12:20～13:20	7119	ikuzak.las@tmd.ac.jp	
後藤 慎平	物理学	ヒポクラテス4階	火 12:20～13:20	7121	goto.las@tmd.ac.jp	
酒井 勝太	物理学	ヒポクラテス4階	火 12:20～13:20	7121	sakai.las@tmd.ac.jp	
奈良 雅之	化学	ヒポクラテス4階	水 12:00～14:00 木 12:20～13:20	7122	nara.las@tmd.ac.jp	
澤野 頼子	化学	ヒポクラテス4階	金 12:30～13:20	7123	sawano.las@tmd.ac.jp	
勝又 敏行	化学	ヒポクラテス2階	金 12:00～13:00	7141	katsumata.las@tmd.ac.jp	
伊藤 正則	生物学	ヒポクラテス4階	月 10:00～14:00	7125	itohmt.las@tmd.ac.jp	
松本 幸久	生物学	ヒポクラテス3階	水 12:00～14:00	7127	yukihisa.las@tmd.ac.jp	
畔柳 和代	英語	管理研究棟3階	水・木 12:30～13:00	7131	kuroyanagi.las@tmd.ac.jp	
Patrick Foss	英語	管理研究棟3階	水・木 12:30～13:00	7139	foss.las@tmd.ac.jp	
猪熊 恵子	英語	管理研究棟3階	水・木 12:30～13:00	7134	inokuma.las@tmd.ac.jp	
Jeanette Dennisson	英語	管理研究棟3階	水・木 12:30～13:00	7130	dennisson.las@tmd.ac.jp	
包 敏	第二外国語	管理研究棟3階	水 12:20～13:00	7129	minbao.las@tmd.ac.jp	第二外国語全般の問い合わせに対応
柳下 和慶	フィジカルウェルビーイング	管理研究棟2階	水 12:20～13:00	7136	yagishita.orth@tmd.ac.jp	
山口 大輔	スポーツサイエンス機構(フィジカルウェルビーイング)	湯島地区B棟16階 または M&DタワーB3F フィットネスルーム 国府台地区 体育館2階	未定	※ 81456	diceyamaguchi.ssc@tmd.ac.jp	

電話はダイヤルイン047-300-0000(下4桁)です。

※ 03-5803-2231へ電話した後、ガイダンスに従って番号を入力してください。



国立大学法人

東京医科歯科大学

TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

<http://www.tmd.ac.jp/artsci/>